平 泉 文 化 研 究 年 報

第 24 号

令和 6 年 3 月

岩手大学平泉文化研究センター
岩 手 県

序

岩手大学と岩手県は、「平泉文化研究機関整備推進事業」により、平泉文化研究に必要となる研究基盤の整備と拡充を図るべく、研究者相互の連携と学際的研究の推進のための共同研究に取り組んできました。

平成18年度以降、岩手大学と岩手県は連携して平泉文化研究を行い、その成果を「平泉文化フォーラム」で公表しています。また、岩手大学では平成24年度に「平泉文化研究センター」、岩手県では平成20年度に「平泉遺跡群調査事務所」を研究拠点としてそれぞれ設置しており、平成25年度には「平泉遺跡群調査事務所」内に共同研究サテライトが設置されて、連携の強化が図られてきました。

現在は、岩手県が策定した「平泉文化の総合的研究基本計画（第３期）」に基づいて、令和２年度から令和６年度までの５カ年計画で共同研究を行っています。また、「平泉遺跡群調査事務所」に代わって新設された「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター」内に、前事務所から引き続いて共同研究サテライトが設置され、一層の連携推進が図られたところです。

『平泉文化研究年報』は、岩手県と外部研究者との共同研究の成果公表を目的として、岩手県が平成12年度から刊行してきたものですが、第３期研究計画に基づいて前号より岩手大学と岩手県の共同研究の成果を所収しています。本書が広く活用され平泉文化研究の進展に寄与することを願うとともに、共同研究にご協力いただいた関係機関、関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和６年３月

岩手大学
岩 手 県

目　次

研究報告

「柳之御所遺跡の考古学的研究」

柳之御所遺跡堀外部地区の遺構検討に係る中間報告（1）

西澤正晴（(公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター）・

櫻井友梓・高橋　祐・長谷川伸大（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課）…… 2

「東・北アジアにおける政治拠点と平泉の比較研究」

政治拠点としての平泉　―金色堂をめぐるひとつの理解―

佐藤嘉広（岩手大学平泉文化研究センター）…… 8

令和５年度「奥州藤原氏の『拠点づくり』の考え方とその影響」調査報告

櫻井友梓・高橋　祐（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課）…… 24

「日本の学校教育における世界遺産の教材化についての研究」

デジタル教材（Web ページ・コンテンツ）づくりへの取り組み

長谷川伸大（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課）・

土屋直人（岩手大学教育学部）…… 28

『おくのほそ道』「平泉」の章段の世界遺産としての普遍的価値を読み直す

―芭蕉の夏草の句の後の曾良の兼房の句に注目しつつ―

田中成行（岩手大学平泉文化研究センター）…… 34

開催報告

第４回平泉学研究会　　第４回平泉学フォーラム…… 44

例　言

１．本書は岩手大学と岩手県が共同で実施した研究成果をまとめたものであり、その成果については両者が等分に保有している。

２．共同研究計画は両者が協議の上策定しているが、研究活動に要する経費については岩手県が岩手大学に対して負担した上で執行している。

３．本書には、平泉文化の総合的研究基本計画（第３期）に基づいて令和５年度に実施した研究のうち、次の研究テーマについて収録した。

研究テーマ　①柳之御所遺跡の考古学的研究

④東・北アジアにおける政治的拠点と平泉の比較研究

⑤日本の学校教育における世界遺産の教材化についての研究

なお、その他の研究テーマについては、別途刊行する『平泉学研究年報』に収録される。

４．本書の編集は岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課が行った。

研究報告

柳之御所遺跡堀外部地区の遺構検討に係る中間報告（1）

西澤正晴・櫻井友梓・高橋　祐・長谷川伸大

1　はじめに

柳之御所遺跡は堀による区画により、堀内部地区とその外部（以下、堀外部地区とする）に大きく分かれる。これまで岩手県では堀内部地区の調査と整備を実施してきたが（岩手県教委2019）、堀外部地区についても、平泉町教育委員会により調査報告がなされている（平泉町教委1994）。しかし、未調査の範囲も多く、奥州藤原氏の一族や家臣団の屋敷地などとする見解もあるが、不明の点が残された状態で、その後の考古学研究の進展を踏まえた考古学的所見の基本情報の整理が求められる部分も多い。岩手県では堀外部地区の整備を視野に、平成30年より発掘調査を進めるとともに、これらの基本情報の整理を行ってきた。堀外部地区の状況解明は、柳之御所遺跡の内容解明や整備活用に寄与するだけでなく、進展する平泉研究にも大きく貢献できるものと考えている。堀外部地区は、道路跡や屋敷地の存在が指摘されており、当面の課題として、①道路遺構の検討、②道路に沿った区画の状況の検討、③堀外部地区全体の遺構変遷の検討、④堀内部地区の遺構との対応、を想定している。今回は中間報告として、①の課題についての現状での理解を報告するものである。

2　堀外部の道路遺構について

（1）これまでの調査成果

①　平泉町による調査成果

堀外部地区における道路遺構（溝跡＝側溝）は、おもに25・29・30次調査の結果を受けて確認されている。最終的に道路との見解が報告されたのはバイパス関連の本報告書である（平泉町教委1994）。これらの調査では平行して存在する３条の溝跡の解釈として、もっとも北側にある溝25SD２は、南北方向の区画溝25SD６と接続することから、これらを含めて区画溝として認識した。したがって、この25SD２を道路北側平坦面の、南を区画する溝と捉えた。そして残りの25SD３（加えて25SD７・29SD２）を北側溝、29SD１を南側溝とする１つの道路遺構と捉えた（図１）。25SD７と29SD２については、浚渫あるいは造り替えの可能性が指摘されている。年代については道路遺構が小区画期以前に設けられたと考えたため、おおよそ12世紀中葉前後を想定していると思われる。この道路遺構の見解については、堀外部地区に係る現在までの研究の根幹をなすものであった。

②　80次調査以降の状況

80次調査ではこれまでの道路側溝と並行する形で80SD１の溝跡が新たに発見された。この発見によって道路遺構の解釈について、１つの解釈として、この新発見の溝跡を新しい道路遺構の南側溝とし、これまで区画溝と考えられていた25SD２を北側溝とする１つの道路遺構と考えることが可能となり大きな変化が生じた（これを80SC２とする）。これまで区画溝と考えられてきた25SD２であるが、調査が南側に及んだことで、これに対応する溝跡があらたに発見されたということである。側溝間の幅も一定となること（おもに芯々で10～11m）やそれぞれの側溝に塀が伴うこともこれを裏付けた。この溝跡の発見により、２条の道路遺構が存在すると考えられるようになった。その後の81・82次調査では、この80SD１を含む道路側溝群の西側を、83次調査では東側を調査している。これまでのところ80SD１については、残存状況がよくないものの、少なくとも西側には連続することが判明している。ただし、東側についてはその連続性があまり確認できず不確定な部分も残る。なお、これ

図１　平泉教育委員会調査時の道路跡の理解

図２　80SC1・80SC2

らの解釈は既存の解釈の一部を変更したに過ぎず、同じような方向で複数存在する溝跡（側溝の候補）を混交させ、あらたに組み合わせたわけではない。従来の道路遺構（25SD３と29SD１の組み合わせ）についてはそのまま現在でも道路遺構（80SC１）として認識している。

(2) 現段階での道路遺構の認識

上述のような現状での認識では２条の道路遺構が存在することとなる（図２）。

① 80SC１

平泉町教育委員会の調査時から認識されてきた道路遺構である。これまで遺構名称が付されておらず、単に道路遺構としてきたが、80次調査において新たに名称を付した。構成する側溝は、北側溝が25SD３を基本とし、南側溝が29SD１である。側溝間（溝芯々）の道路幅は、約９～11m、路面幅は約７～８mである。北側溝の規模は、上幅が最大で2.7m、深さが１m前後である。南側溝の規模は、上幅が最大で2.47m、深さが0.6m前後である。地点によって（多くは重複箇所）、上幅がかなり広がる場合がある。道路遺構の方向は東西と称しているが、正確には北西方向に延びている（水平方向から約15°程度傾く）。80次調査区のあたりでゆるやかに屈曲する。この間の幅が最も広がる。西側は未検出のため詳細は不明である。さらに以西においては12・16次調査にも側溝の痕跡が確認されており、いずれかに接続すると想定される。

北側溝は、ほぼ同じ位置で25SD７が25SD３と中央から西側で重複する。中央から東側は29SD２がこれに対応し、一部重複しつつ南に位置をずらして東進する。29SD２は中央部で北に屈曲しつつ途切れる。25SD７は中央付近で途切れることから、両者の間には空間があく。これらはこれまでの解釈と同様に25SD３の造り替えを想定している。古い時期の25SD３が途切れないのに対し、新期の25SD７・29SD２は途切れる箇所がある。25SD３は、東側で83SD２、73SD１とそれぞれ接続する。西側はこれらの溝が連続することが確認できているが、81次調査区以西については１条の溝跡しか

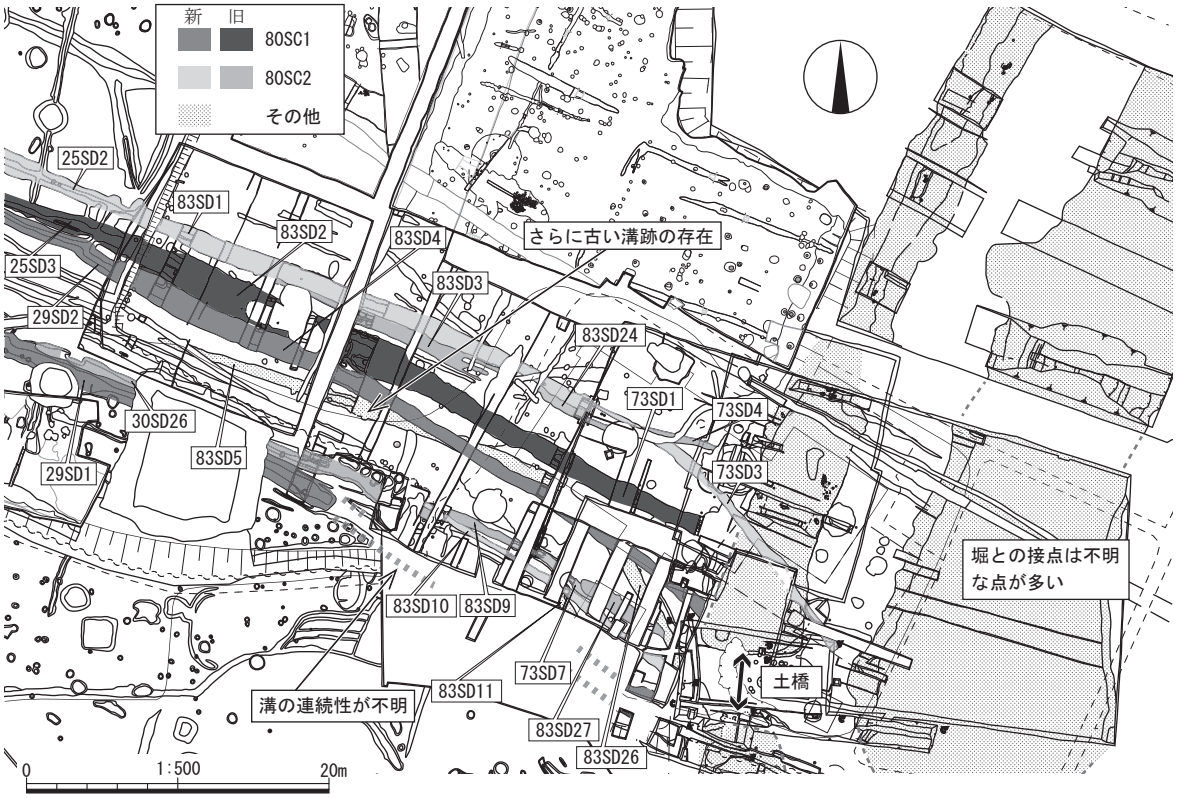

図３　土橋周辺の道路側溝

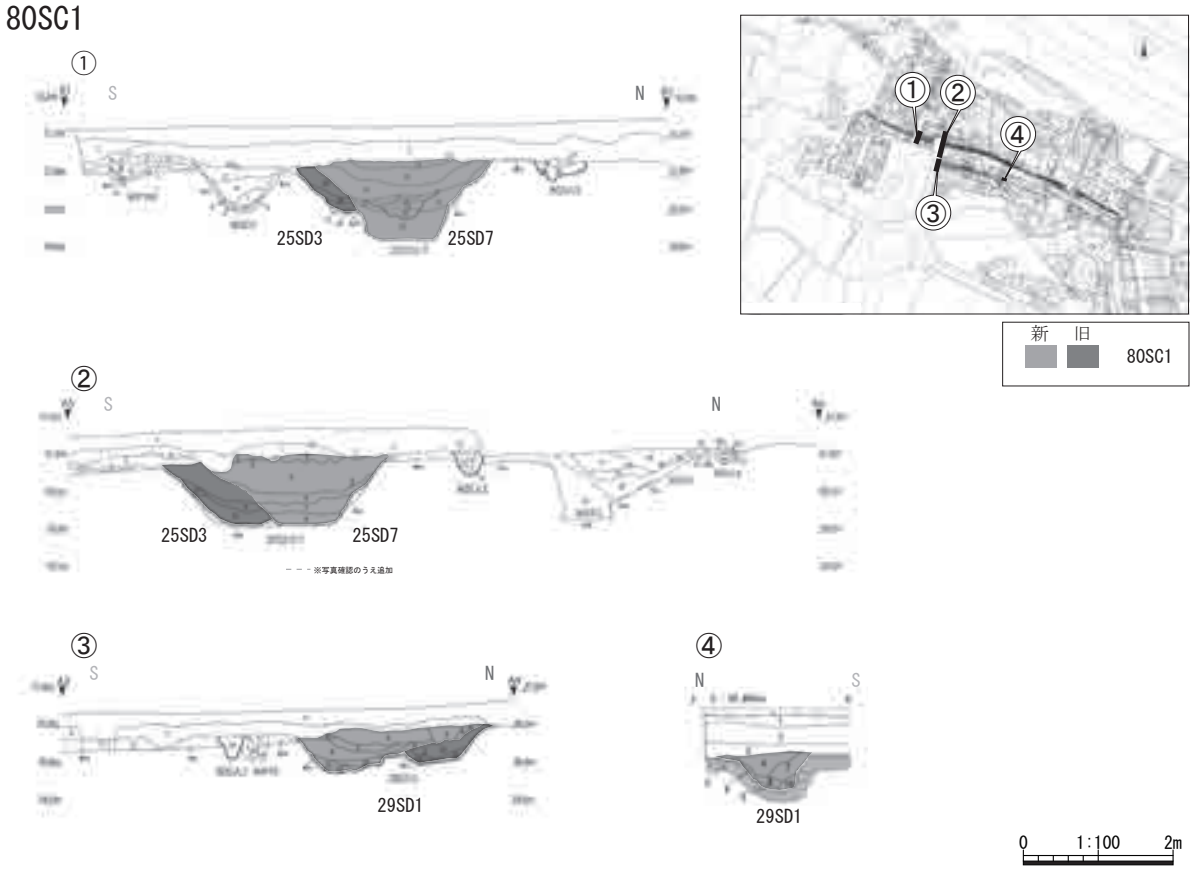

図４　80SC1・80SC2断面集成図

存在していないため、それが25SD３、25SD７のいずれなのかが問題になる。理論的には新しい25SD７が古い25SD３を壊していると考えられることから、西へ連続する溝は25SD７と考えた。断面形態は、古い時期は底面がゆるやかで、皿形に近いゆるやかな逆台形状を呈するのに対し、新期の溝は整然とした逆台形状を呈するなど細かな点で違いがありそうである。

南側溝では、29SD１を検出したのは、29・30次調査のほか80・83次調査である。西端の82次調査においても痕跡が確認されているがごくわずかな範囲である。このように北側溝に比べ、南側溝は確認範囲が少ない。また、29SD１はこれまで１時期と認識されていたが、80次調査での断面観察の結果、２時期ある事が判明した（図４）。しかし、２時期観察できる断面はここのみで、29・30次調査で確認された範囲でも１時期分しか判断できない。この範囲の29SD１は非常に浅いため、おそらく削平により２時期の痕跡が確認できない可能性がある。いずれ確認範囲が少ないこともあり不明確な点が残るが、今後の調査では２時期ある可能性を念頭に入れる必要があろう。このように80SC１は、新旧２時期ある可能性が指摘できる。また、29SD２が一部南にずれるものの、ほぼ同位置で重複していることがわかる。そのためこれらを同一遺構での造り替えと判断したい。

②　80SC２

新たに認識された道路遺構で、北側溝は25SD２を中心とし、東側は83SD１・73SD３にそれぞれ接続する。南側溝は80SD１を想定している。80SD１は、80次調査区以東について、30SD20に接続する可能性を指摘したことがあったが（岩手県教委2022）、令和５年度の85次調査（現在整理作業中）の成果から別の溝（１つ南側の溝）に接続する可能性が高いと判断している。しかし、さらに東側でこの溝跡は途切れてしまう。その後83SD10が接続すると想定しているが、確実ではない。

側溝間（溝芯々）の道路幅は、約10～11ｍであるが、80次調査区の西側では狭くなり８～９ｍとなる。路面幅は約７～10ｍである。北側溝の規模は、上幅が最大で2.4ｍ、深さが１ｍ前後である。南側溝の規模は、上幅が最大で1.8ｍ、深さが0.8ｍ前後である。道路遺構の方向は北西方向（水平方向から約20°傾く）である。80SC１と同様に25次と80次調査区の境界付近でゆるやかに屈曲する。さらに西側は80SC１とは異なりほぼ直線的に北西方向につづく。80SC２は、80SC１よりも北側に１～５ｍずれており、１箇所を除き重複せず、道路遺構が新しく位置を変えて造られたと認識される。なお、重複する箇所から80SC２の方が新しいと判断されている（図４⑩）。

北側溝である25SD２（83SD１・73SD３）は、これまでのところ連続した溝として確認できている。約0.4ｍ幅で途切れる箇所があるものの、異なる年次の調査でも連続する。造り替えの痕跡は、中央から西側では確認できないが、東側の83次調査区付近では重複する同様の溝跡が検出されている（83SD３）。断面図上においても重複関係が確認できる。このため、この83SD３（及びその延長と想定される83SD24・73SD４）は、25SD２の古い段階の側溝ではないかと考えた。ほぼ同じ位置で重複する状況が80SC１においても確認できることからもその可能性を指摘できる。したがって、北側溝は、83SD３→25SD２へとほぼ同じ位置に造り替えたと考えている。以前から確認されていた25SD２は新期の北側溝となる。

南側溝である80SD１は新たに発見された側溝であるが、西側の延長には疑問点（道路幅が狭くなる範囲）があるものの連続性がある程度推定できるのに対し、東側は削平のためか途切れている。延長上は83SD10に接続すると想定しているが（図３）、その間50ｍ程確認できない範囲がある。また、造り替えについては、83次調査でその可能性がある溝跡が発見されている。83SD９がそれで、西側は30SD26と接続すると考えている。この溝は80SC１の南側溝である29SD１と重複する。先後関係の判断は難しく、断面図でも表現されていないが、先に30SD26が調査されていること、29SD１の方が

下位にあることから、30SD26の方が新しいと判断した。この範囲では、80SD１の延長が確認できていないため確証はないものの、位置関係から30SD26は80SD１の古い段階の溝であると考えた。上述の29SD１との重複とも矛盾しない。83SD９と83SD10による南側溝の新旧関係が証明されるならば、北側溝でも確認された状況と同様で、80SC２も新旧２時期あった可能性が指摘できる。ほぼ同じ位置で造り替えが行われたため、旧期の側溝の大部分は、新期の側溝によって壊されたものと考えられる。80SC２については、まだ不確定要素が多く残るものの以上のように現段階で認識、想定している。

（3）堀との接続について

２条の道路遺構は、いずれも東端は堀跡付近となる（図３）。外側の堀跡には土橋があり、いずれの道路側溝もその付近に集中するようにみえる。12世紀以外の溝も含めてこの周辺に集約されていくため、平面図もかなり錯綜している。外側の堀に後続する内側の堀跡と道路側溝の関係は不明だが、おおよそこの付近に橋などの何らかの接点が予想される。道路側溝の東端の状況から、堀内部地区との接続地点がこの付近にある可能性が非常に高い。これまでこの付近は何回かの調査を行っているが、全体を一度に調査したことがなく、さらに検出に留めている部分も多い。また道路側溝の認識も現在の認識ではなかったため、内側の堀の橋などの確定には再度の発掘調査が必要となろう。

３．まとめと課題

本報告では、柳之御所遺跡堀外部を横断する道路遺構について、現段階の整理状況を示した。道路遺構について、調査成果の蓄積とともに判明してきた内容と遺構図面の再整理の成果をまとめたものである。大きくは、①道路遺構について、80SC１と80SC２の２つの遺構が認識できること、②80SC１、80SC２のそれぞれで造り替えが想定でき、２時期が想定できることの２点が明らかとなった。

２条の道路遺構にはそれぞれ新旧２時期ある可能性を指摘できたことは大きな成果と考えている。すなわち、80SC１古段階→80SC１新段階→80SC２古段階→80SC２新段階である。大きな画期となるのは80SC１から80SC２へ変化する時期である。各道路遺構の新旧の造り替えは原則同じ位置で行われたのに対し、80SC１から80SC２へは、道路自体を北に１～５ｍ移動させている。古い段階においても道路の北側は建物跡が並ぶ空間（屋敷地）の存在が考えられ、道路の移動はこの空間の改変を伴うものであり、道路の移動は堀外部地区全体に大きな影響を及ぼす変化であったと想定できる。

道路遺構の変遷は、堀外部地区を把握する上で、一つの基軸となると考えるが、現状では課題も多く残されている。①道路側溝の延長には未確認の範囲が残ること、②それぞれの側溝が新旧２時期あることを想定して調査、遺構精査がなされていないこと、③堀との接続については不明の点が多いこと、④出土遺物による時期検討などを行う必要があること、⑤建物跡や区画溝など他の遺構との関連を検討すること、⑥上述の道路側溝以前の溝跡も存在すること、などである。今後、発掘調査とともに、資料の検討を継続していきたい。

【参考文献】

平泉町教育委員会　1994『柳之御所跡発掘調査報告書　―平泉バイパス・一関遊水地関連遺跡発掘調査―』　岩手県平泉町文化財調査報告第38集
岩手県教育委員会　2019『柳之御所遺跡　堀内部地区内容確認調書　本文編』　岩手県文化財調査報告書第155集
岩手県教育委員会　2020『柳之御所遺跡　第80次発掘調査概報』　岩手県文化財調査報告書第158集
岩手県教育委員会　2021『柳之御所遺跡　第81次発掘調査概報　高館跡第７～10次内容確認調査総括編２』　岩手県文化財調査報告書第160集
岩手県教育委員会　2022『柳之御所遺跡　第82次発掘調査概報』　岩手県文化財調査報告書第162集
岩手県教育委員会　2023『柳之御所遺跡　第83次発掘調査概報』　岩手県文化財調査報告書第166集

政治拠点としての平泉
―金色堂をめぐるひとつの理解―

佐藤嘉広

1　政治拠点のかたち

平泉は、郡家周辺域はいうまでもなく、一般的な国府領域を大きく上回る面積を有する政治拠点であった。また、政庁面積が寺院境内面積に比して著しく小さい割合を示していた。さらに、国府領域及び郡家周辺域には支配者の墓所はほぼ見られない一方で、奥州藤原氏の墓所である金色堂は廟として崇拝の対象であったことは確実であり、それが政治拠点内の高所に建立されたことを、被葬者累代の支配の正当性を象徴するものとしての機能を担っていたと推定した（以上、前年度の報告内容。佐藤2023）。これらの特徴からは、律令国家が設置した多賀城などの地方政治拠点から平泉への変化を、単純な歴史的連続としてとらえることの是非を問いかけているように思える。

今回の報告では、政治拠点を物理的に構成する要素を検討しながら、平泉の特徴についてどのように理解すべきかについて考察する。特に金色堂については、従来の研究で焦点化されてきた葬法や美術工芸的技法及び仏教的な解釈から離れて、政治拠点における墓所と廟のあり方に視点をおいて検討を試みたい。

2　さまざまな政治拠点

政治拠点は、その多様な背景によりさまざまな形態をとるが、(1) 為政者を中心とする政治・行政機構が特定階層とともに所在し、(2) 為政者の権力と財力によって支配者層を被支配者層と隔絶する荘厳装置が露出し、(3) 為政者の支配を正当化する象徴的事物が保有されるなどの点は、共通属性と見なされる。平泉においては、(1) 奥州藤原氏当主及びその一族に加えて、行政実務者層が集住していたと考えられ、(2) 中尊寺・毛越寺などの大規模寺院群のほか、館や高屋などの構造物も被支配者層の瞠目を集めたと考えられ、(3) 支配領域の中心に建立されたとされる関山山頂の塔や代々の為政者を葬った金色堂は、奥州藤原氏を領域の支配者として正当化させるに十分な効果をもたらしたと考えられる。

本報告では、平泉と陸奥国府多賀城、11世紀出羽山北三郡の拠点、白河・鳥羽・法住寺殿、鎌倉、飛鳥、藤原京、百済王都、李氏朝鮮の漢城（ソウル）、琉球王国首里を比較対象とする。これらには、鎌倉や鳥羽などこれまでもしばしば平泉と比較研究されてきた政治拠点を含むが、さらに、金色堂を検討するうえで必須の、政庁・居館（王宮）と為政者の墓（陵）や廟との関係が比較的明らかな拠点を加えている（表１）。

表１の内容には、支配領域や政治拠点の領域及びそれらの面積、支配的宗教思想など、議論や精査を必要とするものを含んでいて、すべてが明確に比較できる状態ではないが、平泉の特質を顕在化させるうえで、特に、政治拠点を荘厳する苑池、防御施設、政庁・居館と墓・廟との関係などについて以下で補足しておきたい。

3　政治拠点平泉の特質

ア　苑池

平泉には複数の苑池が造営されるが、寺院と一体となったいわゆる「浄土庭園」のみならず社殿の

前面にも造営され、宗教施設との関連が深い。特筆すべきは、政庁・居館に付属する小規模な苑池が確認されていることである。この池は給水が困難であったと考えられるにもかかわらず玉石や景石で装飾されていて、しかも中心的な建物跡に近接して設置されている。東アジアでは殷・周期から王宮と苑池が密接な関係を持ちながら構築され続けていることから、それらと類似する性格を有していた可能性が指摘されている（劉2016）。一般に、この池は平安京で流行した寝殿造と関連させて解釈されているが（上原2001）、給水の特異性を考慮した場合、劉の解釈も並立しうる。また、遺構としては確認されていないものの、初期鎌倉の大倉御所にも苑池があったと想定されている（太田1987）。朝鮮景福宮の苑池もまた、政庁・拠点施設内に造営されている。そのほか、飛鳥や百済泗沘においても大規模な苑池を伴っている。琉球王国では、政治拠点内に龍潭が構築されたが、政治拠点の外にも識名園が造営されている。

イ　防御施設

政治拠点平泉を防御する人工施設は明確ではないが、東・北・南の３河川は自然の要害であったと考えられる。首里もまた河川や森といった自然地形が政治拠点を囲んでいる。泗沘や朝鮮漢城は政治拠点が城壁で囲まれているが、近世以前の日本では政治拠点全体を城壁等で囲んだ例はない。自然地形により防御機能を果たしている平泉や首里、三方が山で囲まれ一方が海に面する鎌倉は例外的かもしれない。また、平泉の政庁・居館は人工的に掘削された堀で囲まれている。政庁域が城壁や築地、堀などの施設で囲まれる拠点は、多賀城・藤原京・首里、熊津・泗沘・益山などの百済王都や朝鮮漢城なども同様である。

ウ　政庁・居館と陵（墓）、祠廟との関係

平泉では、柳之御所遺跡堀内部地区周辺の５～６ha 前後が政庁・居館と目され平泉館と推定されているが、もっぱら政務に用いられたと考えられる範囲ともっぱら為政者の居住に用いられた範囲との区分については必ずしも明らかでない。この状況は、飛鳥や白河・鳥羽など、そして平安時代後期以降の陸奥国府多賀城とも類似している。ただし、藤原宮や朝鮮景福宮、首里城においても、場の機能は区分されながらも政務域と居住域が近接していることは明らかなので、両者を含めて一定の範囲として扱うことに大きな問題はないだろう。

また、ここで取り上げている政治拠点の陵（墓）と祠廟については、①政庁・居館と近接し、陵（墓）と祠廟が一体化していると考えられるもの（平泉金色堂）、②政庁・居館と陵（墓）（と祠廟）が近接して造営されているもの（首里、鳥羽・法住寺殿、など）③政庁・居館に近接して祠廟が造営されるが、陵（墓）とは一定の距離をおいているもの（朝鮮における王陵群と宗廟など）、④政治拠点周辺に陵（墓）は確認されるが祠廟が明らかではないもの（藤原京、泗沘など）、⑤政治拠点周辺等において、陵（墓）、祠廟いずれも明らかではないもの（多賀城など）のパタンが認められる。

⑤の多賀城については、支配領域の権力の頂点にいる陸奥守が任国内で死去することが基本的にないことから当然の対応としてとらえることが可能であるが、一方で、政治拠点内に建立されている陸奥総社に歴代の陸奥守が祀られることもない。数年程度のみその任にある為政者と政治拠点との関係は希薄である。また、出羽山北三郡及び奥六郡を領域とした清原氏の政治拠点の一つと目されている秋田県大鳥井山遺跡については、政治拠点としての領域をどのように把握できるかの検討がそもそも必要であるが、遺跡本体は政庁・居館に加え、寺院が建立されるとともに、政庁・居館域と寺院との間に墓が２基所在したことが確認されている。墓の年代については精査が必要と思われるものの、その位置から清原氏に関する被葬者が想定できる可能性を残している。しかし、清原氏は後三年合戦における敗北後においても一定の勢力を保持していたと考えられるにもかかわらず、この墓の被葬者を

表1　東アジア各地における各時代・時期の政治拠点

	政治拠点	支配領域の名称 又は王朝名	時代 （存続期間）	支配者 （代）	支配領域の面積	政治拠点の面積と 構成物	政庁	為政者居館	苑池	防御施設
1	平泉	奥六郡 （陸奥・出羽）	12世紀 （約100年）	奥州藤原氏 （4代）	陸奥・出羽 （67,000k㎡） （南半は二重支配？） 奥六郡 （5,600k㎡）	7～9k㎡ ・館 ・仏教寺院群 ・陵、廟 ・聖山	平泉館	平泉館 （加羅楽）	・政庁・居館内 ・政治拠点内 （浄土庭園）	◇拠点全体 東・北・西　河川 ◇為政者居館 堀（・土塁）
2	陸奥国府	陸奥国	8～12世紀 （約400年）	陸奥守	陸奥 （45,000k㎡以下）	5k㎡～20k㎡ ・政庁 ・居館 ・城塞 ・寺院 ・神社	多賀城 （政庁正殿）	館	－	築地、堀、材木塀
3	大鳥井山遺跡 （秋田県）	出羽山北三郡 ・奥六郡	11世紀前半～後半	清原氏 （5代？）	計：10,400k㎡ 奥六郡 （5,600k㎡） 山北三郡 （4,800k㎡）	・居館 ・寺院？ ・墓？	（小吉山北部 地区）	（小吉山北部地 区）	－	堀 土塁
4	院庁	日本	11世紀末～12世紀 （約100年）	白河院～ 後白河院 （3代）	日本（約25万k㎡） （複合的支配）	1～2k㎡ ・院庁 ・仏教寺院群 ・陵 ・鎮守社	白河御所 鳥羽離宮 法住寺殿	白河御所 鳥羽離宮 法住寺殿	・政治拠点/政 庁・居館内 （浄土庭園）	－
5	鎌倉	日本	12世紀後半～14世 紀 （約150年）	源氏 鎌倉将軍 （9代）	日本（約25万k㎡） （複合的支配）	2.5k㎡～4k㎡ ・政庁 ・神社 ・仏教寺院 ・陵、廟	大倉御所	大倉御所	・政庁・居館内	山地形 海
6	飛鳥	ヤマト	6世紀末～7世紀末 （約100年）	皇室 推古～持統 （6代）	本州、四国、九州	2.5～3.5k㎡ ・宮 ・寺院 ・苑池 ・甘樫丘	飛鳥諸宮 ・小墾田宮 ・浄御原宮 など	飛鳥諸宮 ・小墾田宮 ・浄御原宮 など	・政治拠点内	－
7	藤原京	日本	7世紀末～8世紀初 （約25年）	皇室 持統～元明 （2代）	日本（約25万k㎡）	25k㎡ ・宮 ・寺院 ・条坊路 ・大和三山	藤原宮	内裏	－	－
8	熊津	百済	5世紀～6世紀 （約60年）	文周王～聖王 （5代）	朝鮮半島南東部 22,000k㎡～ 25,000k㎡	3～3.5k㎡ ・城塞 ・王宮 ・陵 ・祭祀施設	公山城	王宮跡	・政治拠点内	城壁
	泗沘		6世紀～7世紀 （約130年）	威徳王～義慈 王（5代）		8～12k㎡ ・城塞 ・王宮 ・寺院 ・庭園 ・羅城	官北里	王宮跡	・政治拠点内	◇王宮 城壁 ◇拠点全体 城壁
	（益山）			威徳王～義慈 王（5代）		20k㎡ ・王宮 ・寺院	王宮里	王宮跡 （離宮跡か）	－	◇王宮 築地
9	漢城（ソウル）	李氏朝鮮	14世紀～19世紀 （約600年）	李王家 （26代）	222,000k㎡	12k㎡	景福宮	景福宮康寧殿	・政庁・居館内	◇王宮 城壁 ◇拠点全体 城壁
10	首里	琉球王国（中山）	15世紀～19世紀 （約450年）	尚氏（26代）	3,454k㎡	6.3k㎡ ・王宮（城塞） ・王陵 ・庭園 ・祭祀施設 （御嶽、石門） ・仏教寺院	首里城	首里城	政治拠点内	◇王宮 城壁 ◇拠点全体 河川、森

（平泉の特質を明らかにするために抽出）

宗教思想	荘厳装置	象徴事物	陵（墓）	祠廟	文書行政	徴税	公的事業	軍事力	規律
仏教 （浄土思想）	仏教寺院 ・中尊寺 ・毛越寺 ・無量光院 ・館、高屋	関山山頂への塔 金色堂 金鶏山 庭園 銅印	【拠点内】 居館から北西1.9km 金色堂 ・連続3代（4代） ・寺院境内 ・拠点の北西 ・為政者居館と対向		有 省帳田文以下文書	有 諸郡券契	有 ・関路/奥大道 ・笠卒塔婆 ・仏性燈油田	有 泰衡（為政者が貫首）	有 秀衡泰衡之先例度量衡
仏教 （鎮護国家）	政庁 仏教寺院	総社 国印	（南西20km）	－	有	有 令制	有 城柵の造営 東山道 奥羽連絡路	有 軍団	有 律令
仏教	寺院？	居館	（火葬墓）	－	有 鎮守府将軍			有 鎮守府将軍	
仏教	仏教寺院 ・法勝寺 ・証金剛院 ・法住寺	陵墓 寺院 庭園	【拠点内】 御所に近接 白河陵 鳥羽陵 近衛陵（美福門院） 後白河陵		有 院庁下文 院宣	（荘園）		北面武士	（律令）
仏教	神社 ・鶴岡八幡宮 寺院 ・永福寺	法華堂 鶴岡八幡宮	【拠点内】 法華堂（頼朝墓） 政庁（居館）から北100m		有	有 関東御領など （年貢、公事）	有 元寇防塁	有 御家人	有 御成敗式目
仏教	寺院	・苑池 ・寺院	【外】 各宮から 推古陵南西1km 舒明陵北東5km 斉明陵西5.2km	－	有				
仏教	・宮 ・寺院 ・条坊道路	・大極殿	【外】 大極殿から南3.7km 天武持統陵 大極殿から南4.6km 文武陵	－	有	有 令制	有 公地公民化 造都 造寺	有	有 （律）令
仏教	城塞	城塞 公山城	【外】 宋山里 公山城から西1km	－					
仏教	城塞 寺院 定林寺 王興寺	城塞 扶蘇山城	【外】 陵山里（羅城外） 官北里から東南2.8km	－	有			有	
仏教	寺院 弥勒寺 帝釈寺	弥勒山	【外】 双陵 王宮里から北西5km						
儒教 風水	宮殿	宗廟	【外】 東九陵ほか王陵群（40基） 景福宮から北東方向10～20km 東九陵は景福宮から北東14.2km	【拠点内】 宗廟 景福宮から南東1.6キロ	有	有	有	有	有
仏教 琉球神道 風水	宮殿 識名園	王陵 祠廟（寺院） 国王印	【拠点内】 玉陵 （王17代、王妃ほか王族） 首里城から西0.5km	【拠点内】 円覚寺 首里城から北200m 【外】 崇元寺	有	有 所帯方物奉行所	有 泊地頭	有 琉球親軍	有 平等方

清原氏とする伝承が全くないことを考えると、清原氏の大鳥井山遺跡と墓との関係を有意なものとして積極的に評価することは躊躇せざるを得ない（注１）。前九年合戦後に、その功績により鎮守府将軍に任官した清原氏であるが、政治拠点との関係が密接だったといえるかについては、さまざまな観点から検討する必要があろう。

表１で抽出した政治拠点においては、平泉と同様に陵（墓）と祠廟が完全に一体化している例は確認できなかったが、祠廟が設置されている場合であっても、陵（墓）そのものも為政者（被葬者）崇拝の対象であったことが明らかな場合がある。例えば、朝鮮王陵には陵（墓）の前面に祠堂が設置されている。また、首里の玉陵においても陵（墓）の前面には広い空間が設けられ、拝所としての機能を十分果たしている。

②の例のうち、鳥羽と法住寺殿における御所と御堂そして陵（墓）の近接関係は、為政者と浄土信仰との深い関係によるものと理解されている。鳥羽の場合、12世紀前半を中心に、南殿、泉殿、馬場殿、田中殿などの御所、安楽寿院、金剛心院、証金剛院など、浄土庭園を有する御堂と、為政者白河・鳥羽・近衛の三上皇の陵（墓）が、狭い範囲に連続的に造営された。一方、12世紀後半の為政者である後白河上皇は、平安京の南に位置する鳥羽ではなく、京の東に位置する法住寺殿を拠点とし、陵（墓）もその内部に造営された。白河～鳥羽～法住寺殿はそれぞれ数キロ程度離れていて、支配領域を同じくしながらも政治拠点は微妙に移動している。院政期のこのようなありかたは、白河の法勝寺に始まる六勝寺などのように、壮大な外観を呈して為政者の仏教信仰を衆目に示す効果をもたらしているものもあるが、それぞれの上皇はそもそも正当な支配者としての天皇を経ていることから、鳥羽や法住寺殿における陵（墓）の造営が、被葬者の支配の正当性の象徴としての機能まで併せ持っていたかについては、慎重な検討を必要とするだろう。

琉球王国（中山）の政治拠点首里では、政庁・居館としての首里城城壁外の直近に陵（墓）である玉陵が造営され、第二尚氏以降の歴代国王が埋葬されている。玉陵は、その理由は明らかではないないが、西向きに建立された首里城正殿の正面方向の延長上にある。長い歴史を持つ琉球王国は、明・清から冊封を受けるとともに薩摩島津氏の支配下にあったものの、それらの宗主から相当程度独立的であったことが認められている。また、首里城の北側に隣接して、王の位牌が納められる円覚寺が建立され、政庁・居館、陵（墓）、祠廟の三者が近接していた事例として重要である。ちなみに、16世紀末から17世紀にかけて、浦添出身の尚寧王が首里に迎えられ、歴代の国王の中では尚寧王のみ浦添に葬られている。琉球王国は、政治拠点と為政者との関係が物理的にも極めて密接であったことがうかがえる。

政治拠点の外側に造営された陵（墓）の例としては、藤原京における天武・持統陵や百済泗沘の陵山里が顕著な事例である。政治拠点の範囲を特定することは困難であるが、百済熊津や益山、飛鳥についても同様の整理が可能であろう。これらは、陵（墓）が政治拠点の範囲外でありながらも、近接した位置をとる事例であるが、政治拠点と相当程度の距離を有する例として、朝鮮の漢城と王陵がある。王陵はいくつかの群を構成し、王宮（政庁・居館）である景福宮から半径30キロ内にそのほとんどが位置している。陵（墓）まで距離がある一方で、祠廟である宗廟は王宮に隣接する。このようなあり方は、明・清の王陵をはじめとする中国歴代王陵に普遍的に見られる。

政庁・居館と陵（墓）との地理的位置関係が平泉と類似する事例として、初期鎌倉における源頼朝の墓（法華堂）を考慮する必要があろう。政庁・居館である大倉御所の正確な位置は不明であるものの、為政者である源氏の墓が政庁・居館を南方に見下ろす至近の位置に造営されたことは確実である。政治的文脈から、２代及び３代の陵（墓）は政庁・居館から遠ざけられ、初代のみの類例となっ

ている。政治拠点において、征夷大将軍となった源頼朝が御家人の統率者であり、武家政権の為政者であることを視覚的に明示したものと考えることが可能である。

以上、政治拠点における苑池、防御施設、陵（墓）・廟について概観した。これらのうち、平泉をもっとも特徴づけているものは、陵（墓）と祠廟の性格を併せ持つ金色堂である。

金色堂は、関山中尊寺境内の東南斜面を平坦に造成して造営されている。創建時の棟札が確認されていて、初代清衡の晩年にあたる天治元年（1124）の創建であることが明らかである。方三間の小規模な阿弥陀堂であるが、外壁全面に金箔が貼られ、仏堂名に相応の外観を呈していたと考えられる。内陣には、中央檀、西南檀、西北檀の３つの須弥壇が構築され、それぞれの須弥壇下に、初代清衡、二代基衡、三代秀衡（四代泰衡の一部を含む）の遺体が安置され、現在に伝わっている。

『吾妻鏡』（文治５年９月17日条）には、金色堂の正面方向には館（平泉館）が位置していたことが記録されているが、金色堂建立時にはすでに館が所在していたと考えられることから、金色堂が館の方向を正面として建立されたことが理解される。両者間の直線距離は約1.9キロである。さらに、発掘調査によって館から金色堂に延びる道遺構も確認されていて、両者は物理的にも緊密な関係を有していたものと考えてよい。建立当初は金色堂の覆屋はなかったと考えられることから、金色堂は、政庁・居館方面はもちろん、金色堂の至近に開かれていたとみられる「旅人往還之道」からも容易に視認され、金色の陵（墓）と政庁・居館との関係を周知させる十分な効果をもたらしたと考えられる。金色堂は、関山山頂の塔とともに、奥州藤原氏の代々の領域支配の正当性を示す象徴的事物であったことが伺える。

このように、政治拠点平泉では、拠点の内部に累代の為政者の陵（墓）が連続的に形成され、しかも政庁・居館との関係が極めて緊密である。このようなあり方は、鳥羽や法住寺殿との類比を想定することも可能であるが、むしろ、領域の支配者としての正当性を示す初期鎌倉と琉球王国の事例を参照すべきであるように思われる。加えて、政治拠点のわずか外に陵（墓）が連続的に形成されている泗沘など百済王都についても、同じ観点からの検討が必要である。また、ここでは詳述しないが、仙台伊達氏をはじめとする日本の近世大名の陵（墓）・廟のありかたについても視野に入れて、政治拠点平泉における奥州藤原氏の領域支配の性格を検討すべきであろう。すなわち、政治拠点と連続する累代の為政者が直接的に関連し、一定領域の支配者としての正当性が示される図式である。

４　政治拠点平泉と奥州藤原氏の領域支配

後三年合戦後、奥州藤原氏は、奥六郡内の江刺郡豊田から衣川を南に越えた奥六郡外の平泉に自らの拠点を移したことが知られるが、その理由については説明されていない（『吾妻鏡』文治５年９月23日条）。本報告では、平泉が領国の中心であることを説明した『吾妻鏡』同年９月17日条を根拠として、奥州藤原氏の元来の支配領域である奥六郡内からその外に政治拠点を移したものと解釈する。関山中尊寺について説明する同日条において、初代清衡は、外ヶ浜から白河関までの往還路に金色の笠卒塔婆を立て、その中心である関山山頂に塔を建立したとされる。同日条は「寺塔已下注文」と呼ばれ、僧侶が寺領の安堵を目的として源頼朝に注進したものであるから、多少の誇張が含まれる可能性はあるものの、事実が大きく歪められているとは考え難い。

しかし、ここでひとつ疑問が生じる。奥六郡域（もしくはそれ以北を含めて）については、清原氏の遺領を引き継いだ奥州藤原氏の支配領域であったとしても、なぜ平泉から陸奥国南端にあたる白河関まで、笠卒塔婆を建立することができたのか、ということである。陸奥国の為政者である陸奥国司（守）は、国内で一定の権限を有していたことが明らかであることから（注２）、奥州藤原氏が陸奥国

域に有した権限との関係が整理される必要がある。この疑問を検討するために、一次史料である同時代の平安貴族の日記から、陸奥・出羽に関する記事を拾ってみたい。

５　日記に見る陸奥・出羽と奥州藤原氏

（1）日記の遺存状況

政治拠点平泉についての研究が考古資料や美術工芸資料に大きく依存する理由のひとつとして、文献資料の制約があげられる。文治５年（1189）８月、４代泰衡が鎌倉幕府軍から逃亡する際に館のほとんどを焼亡させたことから、その場に収められていたと想定される記録類が一切残っていないことが最大の理由であろう。わずかに、中尊寺に伝わる文書類や平泉から出土する墨書・刻書資料が当時の実態を伝えているものの、11世紀以降の陸奥・出羽の歴史復元は、『朝野群載』や『吾妻鏡』などのいわゆる編纂物や、『今昔物語』、『古事談』や和歌などの文学に大きく立脚せざるを得ない。これらの資料は、京都や鎌倉の支配者層から陸奥・出羽に向けられた認識や関心を示すものとして重要ではあるが、「即時性」には乏しく、したがって編纂者や作者の後知恵が含まれる。一方で、平安時代後期以降に公家社会で作成された日記類は、さまざまな問題を含みながらも、作成者の陸奥・出羽及び奥州藤原氏（以下、「奥州」という。）への関与及び即時的な興味関心を反映していると考えてよいだろう。

図１は、10世紀末から1189年までに作成された日記がどの程度遺存しているかを示したものである（『国史大辞典』「記録年表」から集計）。日記であるため、本来日数で頻度をカウントすべきである

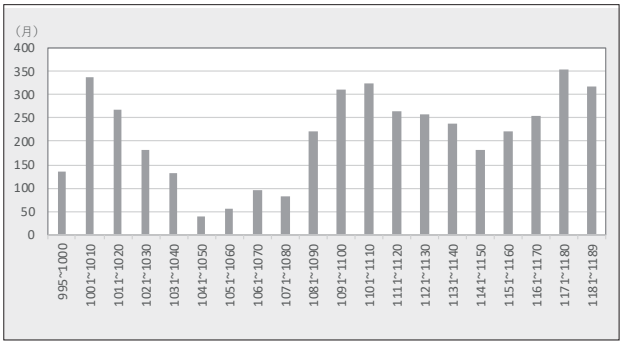

図１　10世紀末から1189年までに作成された日記の総月数

『国史大辞典』「記録年表」より集計

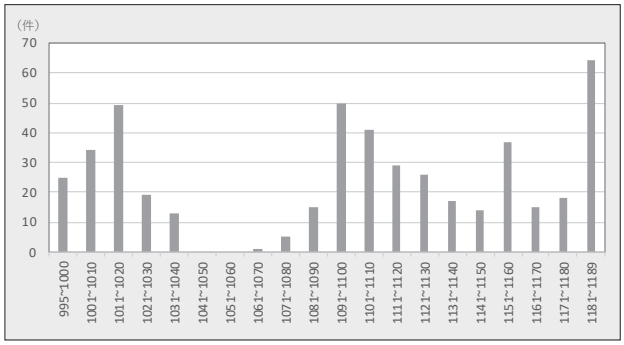

図２　日記中の「奥州」関係記事の件数

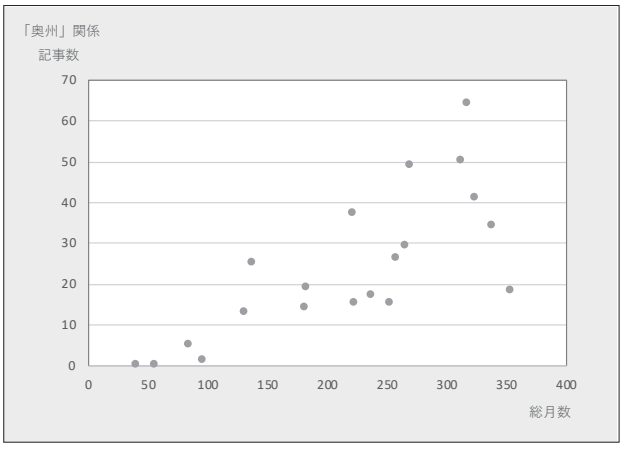

図３　日記総月数と「奥州」関係記事件数の相関

が、近似値として月数でもって代替している。度数分布をみると、11世紀中～後葉（1041～1080）は他の時期に比して相対的に遺存数が低いことが特徴的である。（このためもあって、この時期の「奥州」に関する歴史復元は『陸奥話記』や『奥州後三年記』などに大きく依存する。）

次に日記における「奥州」関係記事数を同様に10年単位で集計した結果が図２である（注３）。11世紀中～後葉の記事数が少ない点は日記全体と同じであるが、加えて、12世紀中葉も1151年～1160年の10年間を除けば、決して多いとは言えない。全体としては、この日記遺存の絶対月数と、日記中の「奥州」関係記事数が正の相関を示していることから（図３）、「奥州」が公家社会において、常に一定の関心を持たれていたことが推定できる。

（2）日記の内容

ア　貢物関連

次に、「奥州」関係記事の内容を、貢馬・貢金などの「貢物関連」、除目や死亡などの「人事・消息」、事務・事件処理などの「政治・行政」、「その他（儀式祭礼・仏事など）」に分類し、10年単位でその頻度を百分比として見たのが図４である。これから気づくことは、まず、それぞれの割合が大きくばらつくことである。全体の傾向としては、貢物関連は11世紀前半までは５割を超えるが、11世紀後半以降はおおむね３割以下に低下する。人事・消息は12世紀以降おおむね３割以上を占め、４割を超えることもある。政治・行政は、11世紀後半、12世紀前半、12世紀末に４割程度の高い割合を示すことがある。1180年以降の政治・行政の増加は、源義経及び鎌倉幕府と奥州藤原氏との関係に関する内容がほとんどで、東国及び「奥州」に対する公家社会の重大な関心の表れとみることができよう。

一方、貢物関連記事の数と内訳をみると、12世紀の前半まで馬が全体のおおむね半分以上を占めて

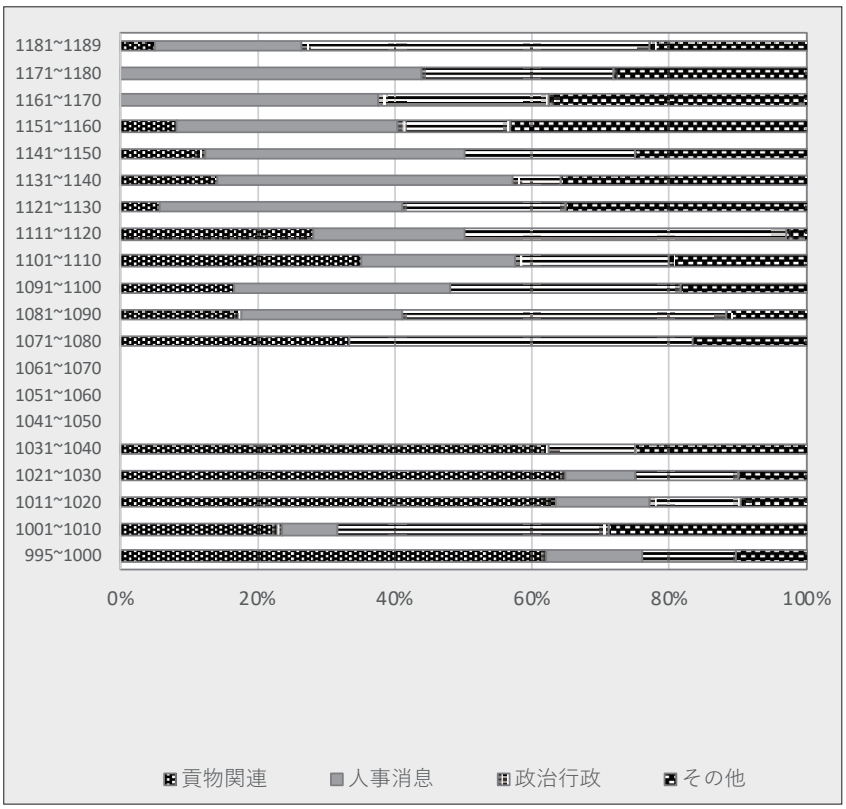

図４　日記中の「奥州」関係記事内容の比

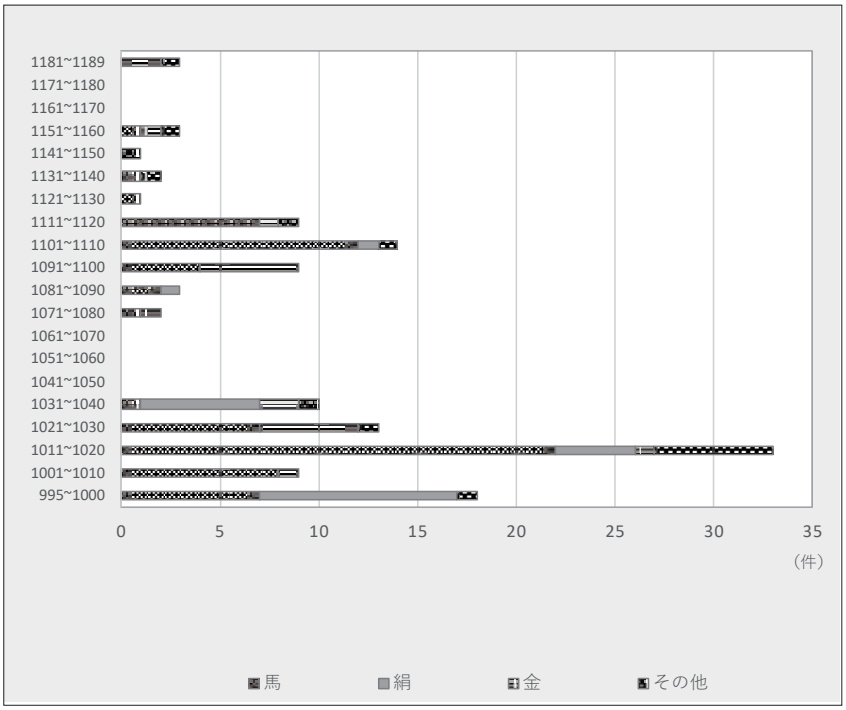

図５　貢物関連記事の内訳数

※「貢物関連記事」数であり貢物そのものの頻度をカウントしたものではない

いるが、11世紀前半までは絹も高い割合となっている。金の頻度は馬に比べて低いが、12世紀後半まで連続して記事となっている（図５）。また、奥州藤原氏が直接的に関係した貢物記事は９件と少ないが、12世紀後半の貢物記事のほとんどは奥州藤原氏と関連している。

以上、公家社会の「奥州」からの貢物に関する関心は後三年合戦以降低下するか、貢物そのものが大きく減少する。陸奥交易馬・貢馬に関する記事も12世紀前半以降には減少する。12世紀後半の貢物関連記事は、ほぼ奥州藤原氏関連に集約される。

イ　政治・行政の対象地域（図６）

次に、11世紀末以降、日記が「政治・行政」記事の対象とした地域について略述する。日記において、嘉応２年（1170）の藤原秀衡の鎮守府将軍補任以前に陸奥及び出羽の具体的地名に言及しているものとしては、国府関連を除けば、「台記」仁平３年（1153）９月の荘園に関する記事がある。この中では「屋代」（出羽）、「大曾根」（出羽）、「遊佐」（出羽）、「高鞍」（陸奥）、「本良」（陸奥）の各荘園からの年貢増徴に関して記録されている。これらの荘園の範囲は正確には特定されていないが、陸奥南半、出羽南半に所在したと推定されている（大石1978）。ほか日記には、寒河江荘、小但嶋荘、成嶋荘が見える。いずれも出羽南半に所在した。また、遠藤巌は、鎌倉・室町期の文書から陸奥・出羽北半に所在した荘園について言及しているが（遠藤1982、1985）12世紀よりは時代が下がって成立したと考えられている。したがって、12世紀前半までは、出羽北半部及び奥六郡域以北の陸奥に荘園が分布しないことは確実視されている（大石2001）。以上の点は、少なくとも1170年以前、荘園の非分布域≒公家の関心域外であったか、又は奥六郡域を含めそれ以北の地域について、陸奥・出羽国府を経由しての報告がきわめて希薄であり、公家の関心が届かなかった可能性を示すと考えることができる。

陸奥・出羽の南半域が話題とされる点については、日記以外の史料においても同様である。『古事談』、『十訓抄』における奥州藤原氏（基衡）と陸奥国司との土地に対する権限紛争が著名であるが、北半域については、公家社会にとって、あたかも「何事もなかったかのような」地域であったと考え

図６　奥州藤原氏による政治・行政対象地域と関連地名

ることができよう。

また、歌枕についてみると（渕原2013）、奥六郡の南端を区画しながら流れている衣川付近に所在したと考えられている「衣関」が、11世紀にはさいはての目的地を象徴し（ア）、12世紀前半を中心とした時期にはもっともその「境界性」が強調されている（イ）ようである。さらに12世紀後半になると「越えるべきもの」として美しい情景描写の舞台装置として使われている（ウ）。奥六郡の内と外を隔てる「ころものせき」への認識が、時代とともに変化している様子がうかがえるのである。

（ア）「さして行く衣のせきのはるけさは立ちかへるべき程ぞしられぬ」橘為仲（為仲集132、1076）

（イ）「へだてつるころもの関のかたければうらみてぞふる人の心を」源俊頼（散木奇歌集1065、1129以前）

（ウ）「ちりかかる紅葉のにしきうはぎにて衣の関をすぎる旅人」源通親（建春門院北面歌合16、1170）

６　政治拠点平泉の内国化

奥州藤原氏についての具体的な記事内容をみてみよう。

寛治６年（1092）６月、陸奥国府から清衡の合戦について報告されるが（『中右記』）、後三年合戦を経て、「陸奥住人」であった清衡が初めて関白藤原師通に馬を献上した翌年にあたり、嘉保又は康和以前であることから、奥州藤原氏の拠点が未だ江刺郡豊田にあったと考えられる。この記事を最後に、以後約100年、公家の日記から奥六郡域に関する情報が失われる。

天永２年（1111）正月には、５位以上の官人である小槻良俊の「背国家従清衡」が僉議されている（『中右記』）。国家と清衡が対句的に用いられていることに注意したい。

また、保安元年（1120）６月には、清衡が越後国小泉荘から文物を押領されたことを訴えたこと、大治２年（1127）12月には、清衡が承徳２年（1098）年以来、陸奥国内の公地を押領し続けていることが記録されている（いずれも『中右記』）。仁平３年（1153）９月には、藤原頼長の５荘園について基衡からの年貢増徴が実現するが、その過程において基衡への対応方法に硬軟両論があり、一方の立場からは北魏における「匈奴」への対応を例とした意見が述べられている。

秀衡が官職とともに日記に現れるのは、鎮守府将軍に補任される嘉応２年（1170）５月以降である。この記事はまず『兵範記』に見え、その二日後に『玉葉』に記録される。よく知られる記事は後者で、「奥州夷狄」が鎮守府将軍に任官したことは「乱世之基也」と解されている。しかし、同日の記事中には他の人事についても、「希代事也、未曾有」、「世上不為可」、「珍重事也」など、兼実にとって本意ではなかったらしい人事が相次いで記載されていて、その最後に接続語「又」を介して鎮守府将軍人事が記録されている。さらに、『玉葉』には養和元年（1181）８月に陸奥守に補任されたことが記される。

後者については、鎌倉勢力に対する平氏側の意図が働いたものとして理解されているが（入間田2016）、前者の鎮守府将軍への任官については、「なぜこの時に秀衡が将軍に任ぜられたか」不明である（高橋1958）とされ、以後、この点について深い議論が行われてこなかったように思われる。そのため、漠然と、平泉・奥州藤原氏の最盛期は、秀衡が鎮守府将軍から陸奥守の任にあたったころまで、と考えられてきたのであろう。

奥州藤原氏４代の官職を再確認すると、２代基衡は「出羽押領使」であった可能性が高いといえるが（『吾妻鏡』文治３年10月29日条）、初代清衡の官職については不明と言わざるを得ない。むしろ、一次史料中の「散位」（『高野山蔵大方廣佛華厳経巻第十奥書』（永久５年（1117）、『金色堂棟木墨書

銘』（天治元年（1124））をそのままに受け取るべきであろう。後世、鎮守府将軍や御館、陸奥守などの称号が付されるのは、歴史の辻褄合わせや後世に発生した伝承によるものと考えてよい。すなわち、清衡は、少なくとも奥六郡においては、中央政府から与えられた支配根拠に依ることなく、独自の領域支配を進めたと考えられる。それは、『吾妻鏡』で説明される「奥六郡主」（文治２年４月24日条）、「伝領奥六郡」（文治５年９月23日条）に端的に示されている。

11世紀末頃、奥六郡を出て平泉に政治拠点が移されると、奥六郡の外における領域支配をめぐって、陸奥国府や摂関家など、さまざまな既存勢力とのとの軋轢が顕在化していったとみられる（注４）。そのため、局地的にさまざまな事件が起こり、それらのごく一部が日記や文学に表された。先に注意した、清衡が領域支配の最初期に、外ヶ浜から白河関まで笠卒塔婆を建立して支配領域を示し、その中心である平泉の関山山頂に塔を建立したことは、まさに支配の正当性を視覚的に示したものと考えられるが、記録に残されていない既存勢力との抗争なども少なくなかったのだろう。当然ながら、奥六郡を含む陸奥・出羽の北半部においてもさまざまな抗争は生じていたと想像される。

さらに、秀衡が鎮守府将軍の職を得た背景として、平氏政権による気仙地方の金へのまなざしを想定する説にしたがえば（斉藤2014）、奥州藤原氏の支配領域が中央政府によって内国化されつつあることを示すものと考えることも可能である。このことは、秀衡期に至って日記に記録される割合が増加していることと軌を一にする（図７）。奥州藤原氏に対する公家社会の要請が、院や平氏政権などの国家権力を通じて行われ始めたことは、必然的に新たな支配秩序に基づいて領域支配の体制を整えつつあった鎌倉幕府との競合下に置かれた。そのため、特にも治承４年（1180）以降、平泉は、12世紀の３つの大きな権力機構の一翼として、日記に残される件数も増加したのである。

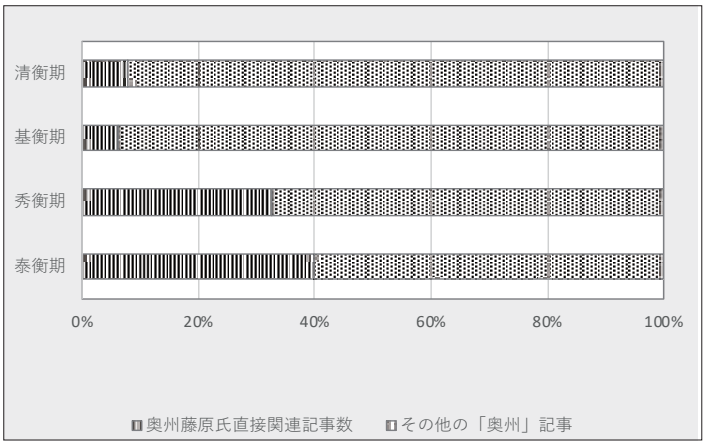

図７　日記中の奥州藤原氏関連記事比率の経年的増加

７　平泉の歴史的背景の検討に向けて

以上、金色堂を足掛かりとして、政治拠点平泉の特質と、そこから引き出される奥州藤原氏の領域支配について論じた。最後に、平泉に至る歴史的経緯を紐解く手がかりとして、墨書土器を見ておきたい。

政治拠点平泉には一定数の官人層が集住し、為政者とともに支配領域の政治・行政を行っていたことは、『吾妻鏡』文治５年（1189）９月22日条や、特にも柳之御所遺跡から出土する文字資料や印章などによって想定することができる。この文書行政システムは、すでに清衡の段階には始まっていたと考えられ、複数の官人が「筆墨」をもって清衡に仕えたらしいことが確認できる。中央政府の支配から一定程度独立していた平泉においても、行政事務が「筆墨」で行われていたことは確実である。

しかし、平泉以前の古代東北に関して現地に残されている文字資料は、金石文を除けばほぼ出土資料に限られる。ここで出土文字資料の中から墨書土器のみを抽出して検討した理由は、①資料の集成が行われていること、②陸奥・出羽において普遍的に出土し資料数にも恵まれること、③現地における「筆墨」の使用を示す資料であること、による。③については、「筆墨」の道具である筆、墨、硯の出土が稀であるため、墨書土器によって代替することにより、文書行政を執行したと考えられる官人層の存在を推定しようとするものである。したがって、刻書などにより土器に文字が記された資料は除外している。

元データは『青森県史　資料編　古代２』(2008）を用い、おおむね８世紀から10世紀代までの資料を対象に集計した。集計方法は、墨書土器を出土した遺跡について『和名類聚抄』をベースとして推定されている郡単位にまとめ（注５)、資料の所属時期については元データに基づき９世紀以前、９世紀前半、９世紀中葉、９世紀後半、10世紀前半、10世紀後半に区分した。また、時期が「９世紀前半から中葉」などと記載されている資料については、古い方（この場合は９世紀前半）にまとめた。なお、平泉においても墨書土器は出土するが、陸奥・出羽における11世紀代の資料がほぼ空白であることから、その意義についての検討が必要と考え、本集計からは除外した。

まず各世紀の出土数をみる（図８)。これより、９世紀代の資料が多く、８世紀代及び10世紀代の資料数は、その４分の１程度かそれ以下である。また、資料数を郡単位でみた場合、8世紀及び10世紀は多賀城を含む宮城郡域で全体の過半近くが出土し、飽海郡や秋田郡など、律令国家の行政機関が設置されたと見られている郡域がそれに続いている（図９)。また、ツリーマップのバランスも８世紀と10世紀は類似している。一方、９世紀には、建郡されなかった陸奥・出羽の北部においても一定数の出土があり、津軽半島や下北半島の先端部を除き、墨書土器が東北地方ほぼ全域に広がっている。９世紀のツリーマップは中小サイズのグリッドによって埋められ、８世紀及び10世紀とは明らかに様相が異なる。

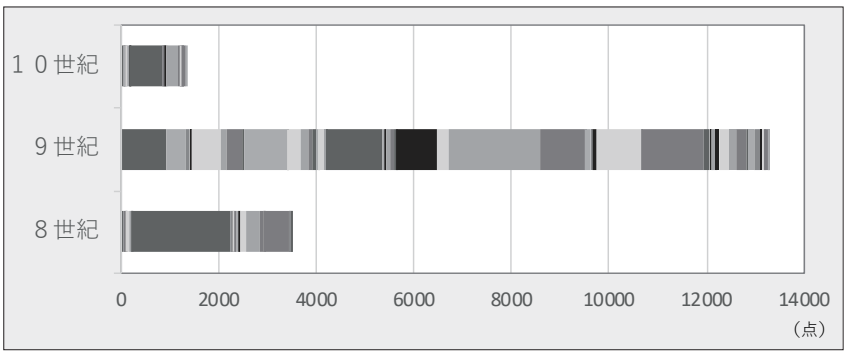

図８　陸奥・出羽における墨書土器出土点数
『青森県史資料編　古代２』に基づく集計

以上、墨書土器は８世紀代には律令国家の主要な地方機関周辺に多く、９世紀代には各郡域単位に拡散傾向がみられて東北地方北部にまで及んだ。さらに10世紀代には多賀城や飽海郡などの律令拠点に再集約される傾向にあるが、磐城、会津、賀美、置賜などの東北地方中・南部を中心とする郡域、及び津軽地方からの出土がやや多い。その背景については今後の検討が必要である。

のちに奥州藤原氏が深く関わった奥六郡域については、９世紀に胆沢・和賀・江刺・志波・岩手・稗貫の各郡の順で、一定量出土するようになる（761点、陸奥・出羽全域の5.7％）（図10)。さらに、気仙郡や閉伊（注６）など、奥六郡の周辺域にも拡散している。しかし、10世紀になると極端に出土数が減少し（６郡全体で33点（注７))、最も多い胆沢郡でも22点（同1.7％）で、宮城郡（同51.4％）

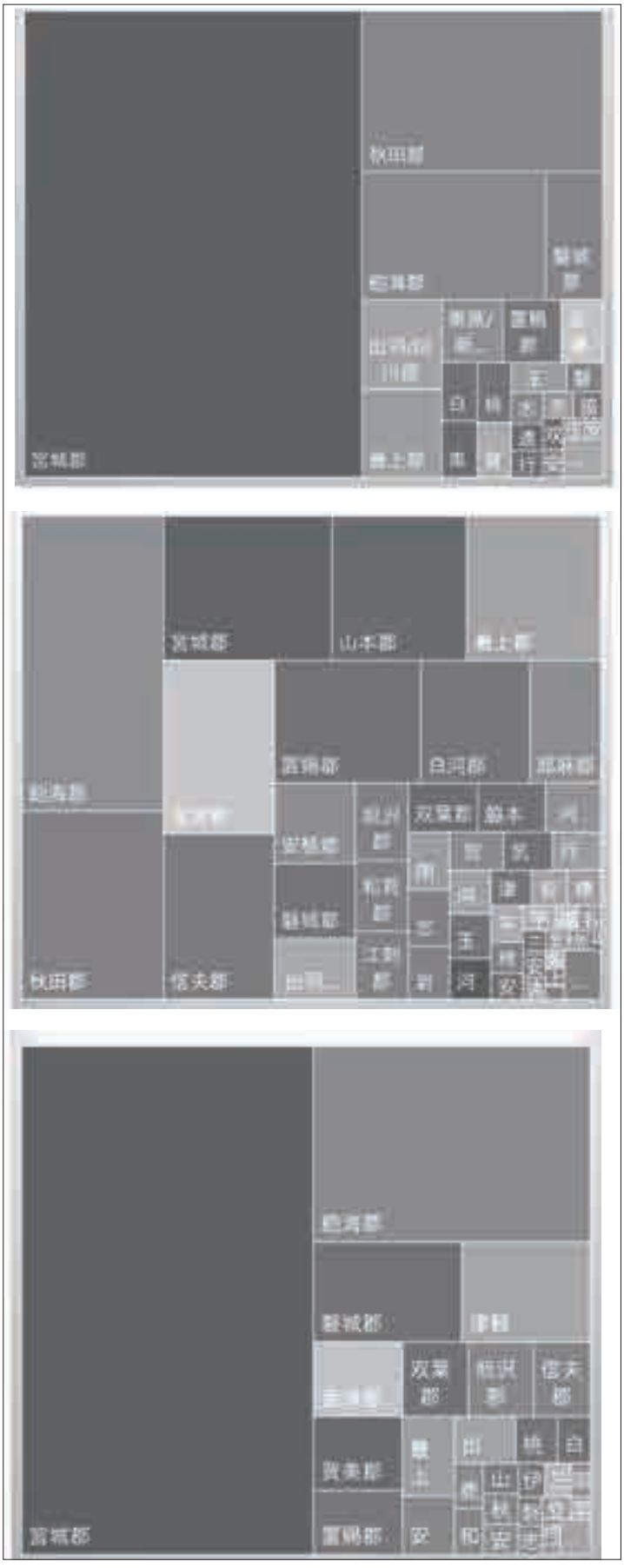

図９　陸奥・出羽における墨書土器出土点数のツリーマップ

上段：８世紀

中段：９世紀

下段：10世紀

や飽海郡（同18.8％）には遠く及ばず、磐城郡、会津郡、津軽地方など、国府級の行政機構が所在しない郡域などよりも少ない出土数である。この傾向を、８～９世紀には宮城郡・飽海郡などとともに相当数の墨書土器を出土した秋田郡が、10世紀に極端に減少（５点、同0.4％）していることと対比させると興味深い。

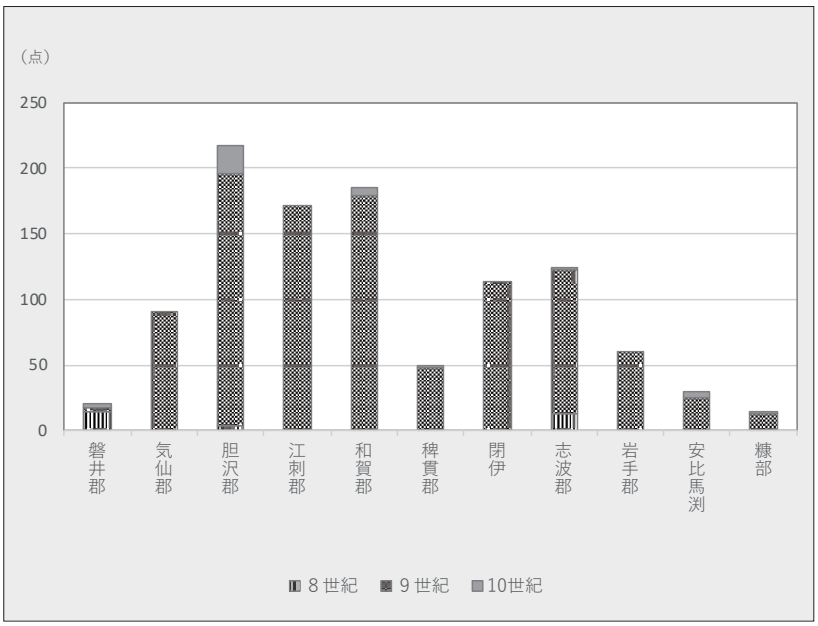

図10　奥六郡域及びその周辺における墨書土器時期別出土点数

以上、奥六郡域における墨書土器の出土数の傾向を要約すると、鎮守府胆沢城、志波城、徳丹城が設置された９世紀代においては奥六郡域に「筆墨」が浸透したが、10世紀には、少なくとも墨書土器の出土数量からその展開をみることはできない。これは、秋田城を抱える秋田郡においても同様であり、これらの地域においては、９世紀的な墨書土器の意義が衰退していることが伺える。このことが、奥六郡の支配とどのようにかかわるのかについては、さらなる検討が必要である。

要約

以上を要約する。

1　政治拠点平泉は、政治拠点内に累代為政者の陵（墓）及び廟が形成されている点で政治拠点と為政者の緊密な関係が形成されている。このありかたは、明・清や薩摩島津氏に従属しながらも独立を保った琉球王国の首里のありかたに類似する。初期鎌倉や百済王朝の泗沘なども参考とすべき点を含んでいる。

2　金色堂は、関山山頂の塔とともに奥州藤原氏の支配領域の中心に建立され、政治拠点に加え、南北の通行者から間近に視認可能であることから、視覚的に領域支配の正当性の象徴としての機能を果たしたと考えられる。

3　公家の日記には、10世紀末以降の奥六郡を含めそれ以北の地域に関する具体的な記事がない。一方、12世紀には陸奥・出羽南半域において国府もしくは摂関家と奥州藤原氏勢力との軋轢があったことが知られ、奥六郡以北との対照をなしている。

4　藤原清衡は無官のまま領域支配を行ったと考えられるが、とくに秀衡が鎮守府将軍に補任されて以降は、奥州藤原氏の支配領域が徐々に国家機構に組み入れられたと考えられる。

５「筆墨」の普及を示す墨書土器は、９世紀の奥六郡域において相当数が確認される。これは、陸奥・出羽の各地域と同様である。一方、10世紀には著しい減少が認められるが、これは、宮城郡や飽海郡など、律令国家の主要な行政機関が置かれていた郡域の様相とは異なっている。

謝辞

本報告を作成するにあたり、沖縄国際大学宮城弘樹氏から首里について、東国大学校金天鶴氏から百済王都についてそれぞれ御教示をいただいている。また、令和５年（2023）７月１日（土）に東北地方の古代・中世史及び考古学の専門家７名により開催したミニワークショップ（於：岩手大学平泉文化研究センター）において議論した内容の一部を反映させている。

（注）

1　また、払田柵真山地区において確認された火葬墓も、一時的なものであり持続した形跡がない。秋田県埋蔵文化財センター　谷地　薫氏よりご教示いただいた。

2　例えば「陸奥交易馬」は保安元年（1120）まで、「陸奥貢馬」は長承元年（1132）まで記録されている。

3　『奥州藤原史料』に基づいて集計した。

4　すでに、「六箇郡之司」であった安倍氏も同様の事由があったと推測され、前九年合戦に発展した。

5　郡は『角川日本地名大辞典』（秋田県、宮城県、山形県、福島県）を参考として、平安時代中期の推定領域で集計した。

6　遠野盆地域は閉伊に含めて集計している。

7　盛岡市大島遺跡など、最近年の出土事例は含まれていない。

【参考文献】

青森県史編纂古代部会　2001 『青森県史　資料編　古代１　文献史料』 青森県
青森県史編纂古代部会　2008 『青森県史　資料編　古代２　出土文字資料』 青森県
秋田県埋蔵文化財センター　2023 『HOTTA「払田柵跡」発掘半世紀』 秋田県埋蔵文化財センター
板橋源ほか　1961 『岩手県史１　上代篇・上古篇』 岩手県
入間田宣夫　2016 『藤原秀衡』 ミネルヴァ書房
上原真人　2001 「秀衡の持仏堂　―平泉柳之御所遺跡出土瓦の一解釈」『京都大學文學部研究紀要』40　pp.69-135
遠藤　巌　1982 「陸奥国賀都庄」『秋大史学』28　pp.31-44
遠藤　巌　1985 「出羽国竹島庄」『秋大史学』32　pp.58-74
大石直正　1978 「中世の黎明」『中世奥羽の世界』 東京大学出版会
大石直正　2001 『奥州藤原氏の時代』 吉川弘文館
小川弘和　2015 「東アジア・列島のなかの平泉」『平泉の光芒』　pp.188-211
斉藤利男　2014 『平泉　北方王国の夢』 講談社
佐藤　信　2007 『古代の地方官衙と社会』 山川出版社
佐藤嘉広　2023 「日本の地方政治拠点と平泉（中間報告）」『平泉文化研究年報』23　pp.6-25　岩手県ほか
高橋　崇　2002 『奥州藤原氏』 中公新書
高橋富雄　1958 『奥州藤原氏四代』 吉川弘文館
高橋康夫編　2018 『京都・平泉・首里』 ユーラシアのなかの日本中世都市研究会
崔夢竜編著　2004 『百済をもう一度考える』 周留城
東北大学東北文化研究会編　1959 『奥州藤原史料』 吉川弘文館
樋口知志監修　2022 『安倍・清原氏の巨大城柵　鳥海柵跡・大鳥井山遺跡』 吉川弘文館
渕原智幸　2013 『平安期東北支配の研究』 塙書房
三上喜孝　2013 『日本古代の文字と地方社会』 吉川弘文館
吉村武彦ほか編　2023 『墨書土器と文字瓦』 八木書店
劉海宇　2016 「東・北アジアにおける古代庭園と平泉文化」『アジアにおける平泉文化』　pp.3-46　岩手県教育委員会ほか

※本報告は岩手県と岩手大学との共同研究成果の一部であり、共同研究グループの櫻井友梓氏、高橋 祐氏（岩手県）及び劉 海宇氏（岩手大学客員教授）と討議した内容に基づいている。

令和５年度「奥州藤原氏の『拠点づくり』の考え方とその影響」調査報告

櫻井友梓・高橋　祐

１　研究の経過

（1）経緯

奥州藤原氏は12世紀に平泉に拠点を置くが、この時期は、極楽浄土往生を願う阿弥陀信仰が隆盛を迎えた時代であることは広く知られている。こういった状況が奥州藤原氏の拠点づくりに影響を与えた可能性は高い。岩手県と岩手大学では、柳之御所遺跡（居館＝御所）を「此岸」とし、無量光院（寺院＝御堂）を「彼岸」の造形と措定し、その両者が近接化するのが12世紀の特徴と考え、さらに周囲の小丘陵状の地形を信仰対象の山とし、その三者により「仏国土（浄土）」として造形されたと想定して共同研究を実施してきた。そこでは、「仏国土（浄土）」の造形をもとに「地域拠点」形成を行った事例が見られるのか、奥州藤原氏の平泉との影響関係について参考事例を収集し、比較検討を進めてきた。

（2）調査の進め方

2020年度から岩手大学との共同研究を５か年計画で進めてきた。ここでは平泉の意義を確認するため、東・北アジアにおける前近代の政治都市（拠点）の成立過程を検討し、12 世紀における平泉との比較研究を行い、政治・行政拠点としての平泉が、東・北アジアにおいてどのように位置づけられるか検討することとし、以下の視点と内容で進めてきた。

・東・北アジアにおける前近代政治都市（拠点）の成立過程の調査（とくに宗教との関係）
・日本列島の近世以前における政治都市（拠点）の成立過程の調査（とくに宗教との関係）
・政治拠点「平泉」の成立過程の調査
・東・北アジア都市と「平泉」との比較に係るシンポジウムの実施

令和２年度から４年度については、12世紀に特徴的な 御所（居館）－御堂（寺院）－信仰対象の山 の近接化について検討を行ってきた。その中では、1）居館については、土器の大量出土や輸入陶磁器、建物跡、2）寺院については仏堂の規模、園池、3）山については居館・寺院からの眺望、信仰対象となる属性をもる事例を中心に集成してきた。

各年度の調査対象と関連する報告は下記のとおりである。

年度	調査対象	報告
令和２年度	日詰周辺（岩手県紫波町） 会津（福島県会津坂下町） 磐城（福島県いわき市） 足利（栃木県足利市） 鎌倉１（神奈川県鎌倉市） 韮山（静岡県伊豆の国市）	大道篤史・戸根貴之　2021「研究報告１－２　東・北アジアにおける政治拠点と平泉の比較研究　奥州藤原氏の「拠点づくり」の考え方とその影響」『平泉文化研究年報』第21号
令和３年度	庄内地方（山形県遊佐町、鶴岡市田川） 越後周辺（新潟県胎内市、阿賀野市） 宇佐半島周辺（大分県豊後高田市） 大友氏館（大分県大分市）	大道篤史・戸根貴之　2022「拠点づくりの考え方とその影響」『平泉文化研究年報』第22号

年度	調査対象	報告
令和４年度	伊豆周辺（静岡県熱海市、三島市） 鎌倉２（神奈川県鎌倉市） 山陰（石見・出雲・伯耆・因幡国府周辺） 百済王都関連遺跡（大韓民国　扶余）	戸根貴之　2023「奥州藤原氏の「拠点づくり」の考え方とその影響」『平泉文化研究年報』第23号

（3）今年度の調査

これらの調査経過を踏まえ、政治拠点の形成に、仏教思想との関わりが想定される事例のほか、寺院や墓所が近接した事例が見られた。

このことから、令和２年度からの調査に引き続き、日本列島の近世以前における政治都市の成立過程について、廟の要素を加えつつ整理するとともに、朝鮮半島の事例の追加調査の必要を考えた。これらから今年度の調査対象について、現地調査の対象となる事例として、平安京郊外、首里、百済王都関連遺跡を抽出した。

２　令和５年度の調査事例

（1）京都平安京郊外

平安時代後期に平安京郊外に構成される都市域については、これまでも平泉への影響などが論じられてきたところである。今年度は改めて事例整理を進めることとした。

これらは平安京周辺に形成された都市域だが、造営者は為政者（権力者、天皇・上皇）によるもので直接平泉と関係するかは議論の余地が残ろうが、同時期の政治拠点のあり方として重要である。調査地点は下記のとおりである。

①平安京郊外・白河

六勝寺、 院御所（白河北殿、白河南殿）ほか

②平安京郊外・鳥羽

院御所と浄土教系の寺院が造営されるほか、陵が造営される点は注目される。

③平安京郊外・法住寺殿周辺

法住寺殿、蓮華王院、（後白河天皇陵）ほか

④恭仁京

上記の①～③とは性質、時期のいずれも異なるものではあるが、都城の状況や立地を比較検討の対

恭仁宮跡（木津川市）

近衛天皇陵（京都市）

象としてきており、調査を実施した。山や河川との関係など注目される点がみられた。

なお、このほかに同じくこれまでも類似が指摘されてきた場所に宇治がある。

(2) 琉球・首里

琉球王国（中山）の首都である首里の周辺には拠点のほか、寺院や廟が築かれている。高橋康夫は玉陵の存在に注目して、平泉や京都との比較分析を行っている。

政治行政拠点として首里城、近接する寺院として円覚寺、廟として玉陵が築かれる。また、時期的にはやや下るが、園池である龍潭も築かれる。首里の周囲は自然地形で画されているほか、その外部にも関連する施設が築かれており、庭園である識名園もある。

なお、首里城と廟である玉陵は近接して立地するが、首里城に先行する浦添城においても隣接して浦添ようどれが所在し、その時期やあり方は注目されている。

このほか、時期や位置は異なるが、崇元寺などの寺院が造営されている。

また、世界遺産に登録されている遺跡など（右表）、多くのグスクが知られている。このほか、斎場御嶽も平泉において類似するものは確認できないが、王権の支配や正統性の顕現として性格や位置づけが注目できる。

「琉球王国のグスク及び関連遺跡群」構成遺産

首里城跡	那覇市
識名園	那覇市
玉陵	那覇市
園比屋武御嶽石門	那覇市
今帰仁城跡	今帰仁村
座喜味城跡	読谷村
中城城跡	北中城村・中城村
勝連城跡	うるま市
斎場御嶽	南城市

勝連城跡（うるま市）

旧崇元寺（那覇市）

(3) 大韓民国（百済王都関連遺跡）

令和４年度に続き調査百済王都関連遺跡を調査箇所とし、弥勒山と王都の関係、王宮と寺院、浄土の関係を調査したほか、東アジアにおける王陵のあり方の比較調査を行った。調査地点は下記のとおりである。

①益山市（百済王都関連遺跡）

王宮里遺跡・弥勒寺址（弥勒山）・双陵・国立益山博物館・国立百済王宮博物館

②公州市（百済王都関連遺跡）

公山城・宋山里古墳群（含武寧王陵）・国立公州博物館

弥勒寺址と弥勒山（益山市）

健元陵（東九陵）（ソウル市）

③ソウル市内（王陵のあり方（朝鮮王陵））

朝鮮王陵（東九陵）・宗廟・朝鮮王宮（景福宮）・中央国立博物館

３　小結

以上の調査内容について、政治拠点と廟の関係を加えて調査を行った。

これまで実施してきたように、平泉の政治拠点を把握する上で、居館と寺院、山、廟（墓所）の関係性は重要な属性である。平泉と直接的な関係性が想定できるもの、直接的な関係はないが間接的な関係が想定できるものを中心に検討を進めてきたが、比較分析として周縁に立地する政治支配の様相も注目されてきたものである。平安京郊外に形成される都市域の状況は、影響の有無も含めて改めて注目できるものである。また、琉球王国の状況は、時期的にも地域的にも直接的な関係を想定することはできないが、地域に形成された王権の様相として注目できる。

これまでも経過についてまとめてきているが、来年度以降、これらの調査事例を踏まえ、分析検討を行うこととしたい。

なお、今年度の調査は岩手大学平泉文化研究センター　佐藤嘉広、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課　櫻井友梓、高橋祐が実施し、現地での調査にあたっては京都芸術大学客員教授　杉本宏氏、沖縄国際大学教授　宮城弘樹氏からご教示を得た。

【参考文献】

杉本　宏　2023「平安時代の宇治と藤原氏別業」『京都を学ぶ　宇治編』　ナカニシヤ出版
高橋康夫　2015『海の「京都」』　東京大学出版会
高橋康夫　2020『京都と首里』　文理閣
當眞嗣一　2020『琉球王国の象徴　首里城』　新泉社
宮城弘樹　2022『琉球の考古学』　敬文舎
山田邦和　2022『変貌する中世都市京都』　吉川弘文館

デジタル教材（Web ページ・コンテンツ）づくりへの取り組み

長谷川伸大・土屋直人

１　概要・経緯

デジタル教材の作成を通して、主に小中学生、高校生の、世界遺産「平泉」の一層の理解を促し、世界遺産の大切さを次世代に伝えようとする態度を涵養し、また文化財等の保存管理を担う若い世代を育成することを目指して、県と岩手大学の共同研究のテーマの一つとして標記研究を令和２年度から５年計画で実施している。

これまでの主な実績は以下のとおりである。

(1) 令和２年度

義務教育・県立学校を対象にデジタル教育についてのアンケートを実施し、教育現場の声を収集。

・物理的な距離や予算的な問題で平泉に赴くことが困難な生徒に対して、デジタル・コンテンツを活用した授業を提供すること。

・小学校から中学校までの一貫した学習モデルを策定すること。

(2) 令和３年度

前年度のアンケートの結果から、学校と柳之御所遺跡・平泉世界遺産ガイダンスセンターを中継して平泉授業を実施（県立平舘高等学校における「世界遺産授業」の研究授業。授業者：熊谷道仁副校長)。『ときめき平泉の文化遺産』ほか、中継画像。教室に実際のかわらけを持ち込み、視覚・聴覚だけでなく、触覚を用いて授業を行った。(体験学習の実施)

(3) 令和４年度

平泉学習（修学旅行の事前指導）の研究授業を実施した。(雫石町立七ツ森小学校第６学年　指導者：青野大祐教諭)

平泉学習のためのデジタル動画（アニメーション、パイロット版）の試作を行い、その作成にかかわる課題についての協議検討を行った。

＊これらを承け、本年度は児童・生徒が興味を抱いたことについて知識・情報を収集する「調べ学習」に対応できるような Web ページ・デジタルコンテンツ作成を計画・実施することとした。

＊小冊子『ときめき平泉の文化遺産』(発行 : 岩手県文化スポーツ部文化振興課）の内容・枠組みをベースに、部会の協力員の先生方で分担して Web ページの解説文章の作成、検討。本文内容の解説に必要なリンク先の策定、確認等。などを行うこととした。

２　2023（令和５）年度の研究体制

当共同研究「テーマ２」の本年度における部会メンバーは以下の通りである。

・岩手県　…半澤武彦、久保賢治、長谷川伸大

・研究協力…松田　薫（紫波町立西の杜小学校副校長)、
千葉憲一（陸前高田市立広田小学校校長)、
及川　仁（花巻市教育委員会)、 上田淳悟（盛岡教育事務所)、
作山達彦（県立岩谷堂高等学校教諭）

・岩手大学…平原英俊（平泉文化研究センターセンター長、理工学部）、
菅野文夫（平泉文化研究センター）、田中成行（平泉文化研究センター）、
船越亮佑（教育学部）、庄子元（同）、土屋直人（同）

3　2023（令和5）年度における共同研究、Web ページ・コンテンツ作成の経緯

(1) 方針確認の会議

・『ときめき平泉世界遺産』電子化の作業分担打合せ。
・ホームページの構成：一冊すべてではなく、範囲を限定してホームページ化する。
→Ⅱ章の「平泉の文化遺産」を中心にした歴史の部分を中心にデジタル教材化する。
あわせて、部会メンバーの人的資源を活かし「柳之御所遺跡」「平泉と文学」の部分もデジタル教材化させ、内容を充実させる。
・「調べ学習」の教材として、学校の教育現場において活用しやすいものを目指す。

(2) 作業経過報告会議

作業分担　○協力委員　⇒　『ときめき平泉世界遺産』の文章の中で、リンク、史料、写真、図などが開く箇所を指定する（指示書の提出）
※リンクする情報源は、正式・公式なものを精選する。適切な公式ページがない場合、協力委員や大学の人的資源を活用して適切な解説を作成する。
○ホームページ編集⇒　業者との作業。

(3) 作業成果の提出：web ページ作成開始

(4) 教材内容の校正、精査・検討会議

・岩手大学平泉文化研究センター大学のホームページに増設（予定）
・リンクすべき公式な情報が見当たらないため新たに起稿した部分について内容を検討（岩手大学菅野氏を中心に）
例：「系図」：「女」を～氏の女性、娘などの表記に切り替え、小中生に配慮。
「陸奥守」の解説（千葉）　中央政局との関連にまで言及して、大幅改稿。
「建立願文の訳文」（及川）――小学生でもわかりやすい言葉に修正。
「源義経」の解説（上田）『ときめき』の義経の部分を要約。新たに地図も作成（庄子）。
「どうして柳之御所という名前なのか」（長谷川）「観光地として」など不確かな部分を大幅に削除、内容を簡潔にした。
「文学」の項目部分の注（田中）。定説ではない箇所や出典を修正。

4　web ページの位置づけ・内容・構成上の配慮

(1) 授業で使用するときの位置づけ

・このコンテンツを利用すれば、文脈を見失わずに調べ学習を進めることができるように作成した。
本コンテンツを「平泉についての調べ学習」の「ベースキャンプ」と位置づけし、深く、または広く学習できる情報源につながり、そこで情報を取得したり学んだりして、またこの「ベースキャンプ」に戻ってくる、という学習の流れのイメージを持って教材利用してもらえるようにした。
・また、デジタル素材であることを活かし、歴史学、考古学、教育学の専門家からの意見を取り入れ、最新の知見を継続的に提供することができる。

（2）内容の紹介

①トップページ ＋ 挨拶・ページの趣旨の説明

②関連年表　平泉の文化遺産の特徴

③奥州平泉の歴史

i　平泉以前	ii　前九年合戦
iii　初代清衡	iv　二代基衡
v　三代秀衡	vi　四代泰衡
vii　柳之御所遺跡	viii　平泉と文学

④関係人物の系図

図１　web ページのトップ
（タイトル、挨拶、趣旨説明）

・本文テキストは『ときめき・平泉の文化遺産』（岩手県文化スポーツ部文化振興課発行）の文面を使用。本文中の解説を必要とする語句を太文字に表示する。その語句をクリックするとリンク（公式ホームページ）にジャンプする。または、解説のウィンドウが開く（図２～８）。

・リンクの例　「国宝」「重要文化財」「特別史跡」→「文化庁」の公式ホームページ
「金色堂」　→「中尊寺」の公式ホームページ
「大泉が池」「観自在王院」　→「毛越寺」の公式ホームページ
「柳之御所史跡公園」　→「平泉の文化遺産・岩手県」の公式ホームページ

図２　太文字になっているところをクリック
→　該当するホームページへ

図３　クリック　→　公式ホームページにアクセス

・解説のウィンドウの例（図４～８）

図４　初代清衡の節で「中尊寺建立願文」をクリックすると現れる訳文（小学生にあわせた語彙を選んで作成）

図５　三代秀衡の節で「陸奥守」をクリックすると現れる解説

図６　泰衡と義経の節で「源義経」をクリックすると現れる「源義経」の解説

図７　柳之御所遺跡の節で「柳之御所」をクリックすると現れる名前の由来の解説

図８（左）　平泉と文学の節で「松尾芭蕉」をクリックすると現れる俳句の解説
図９（右）　左側に目次 (＝時代の経緯) が常に表示されている

（3）ページ構成上の配慮

①文字の大きさ

文字自体の見やすさ、内容のボリューム、画面表示の都合、ルビとのバランス、これらすべてを考慮して、文字の大きさや太さを決定した。

②画面の配置

１節分が１画面に収まるように調整した。また、左側には目次（＝時代の経緯）が常に表示され、どこの場所を読んでいても、前後関係が確認できるようになっている（図９）。さらに、左側の目次をクリックすると、該当する本文まで自動でスクロールするようになっている。

③配色

学習意欲を妨げない紺色系を厳選して配色した。

文字自体の色は、黒ではなく濃い灰色になっている。また本文が書かれている地の色は薄い灰白色である。ともに、長時間見続けても疲れないように配慮して、調整した色合いである。

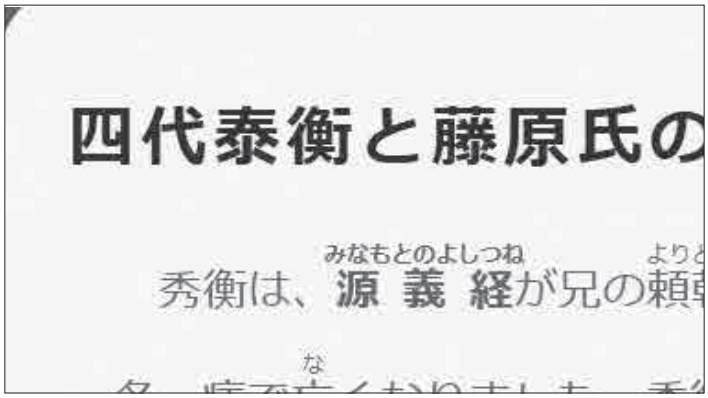

図10　長時間でも疲れないように配慮し、文字は黒ではなく濃い灰（タイトル文字が黒色のため、比較すると灰色であることがわかる。地の色もごく薄い灰白色）

④挿し絵の排除

教育心理学的観点から、不必要な挿絵は児童・生徒の注意力を妨げると考えた。加えて、文字を読んでから画像にたどり着くほうが、学習効果が高いと想定した。そもそもこのページは、授業での使用を想定したものであり、教員による導入や、学習指示があった上で使用するものなので、一般のwebページのようにキャッチーである必要はないと考える。

例えば児童生徒からは「親しみが持てない」、教員からは「指示を出すときの目印がない」など、批判は予想されるが、「教員の指示に従い、集中して文章を読む、詳しく知りたい場所をクリックする」という学習の流れを犠牲にしてまで挿し絵を入れる必要はない、と判断した。

５　来年度（2024・令和６年度：共同研究最終年度）の予定

・学習指導案・発問・必要な映像などのデジタル・コンテンツをセットにし学習モデル、「平泉学習フォーマット」の作成を目指す。
・Webページを使った「世界遺産」研究授業の実施、検討。教材としての活用方途。
・各方面へのデジタル・コンテンツ発信方法を、継続して検討する。
・小・中・高校の現場の先生方、児童・生徒に、使用しての感想や、要修正点などを聞き取る。それらをフィードバックし、webページの使用上の課題を修正する。
・５年間の研究成果を総括し、研究成果を公表する。

「『おくのほそ道』「平泉」の章段の世界遺産としての普遍的価値を読み直す
―芭蕉の夏草の句の後の曾良の兼房の句に注目しつつ―

田中成行

はじめに

『おくのほそ道』「平泉」の章段は中学校国語科の教科書４社の全てに掲載されている。

『おくのほそ道』は江戸時代の元禄２年（1689）、北面の武士をやめ武を捨てて出家した歌人僧西行の没後500年忌に当たる年に行った奥州（東北）北陸の行程2400キロ五か月余りの旅の体験をもとにした俳諧紀行文である。貞享４年（1687）の芭蕉の江戸から故郷伊賀など関西各地への七か月の旅をもとに記した俳諧紀行文『笈の小文』には、芭蕉の人生観や俳諧観が記されている。「かれ狂句（俳諧）を好こと久し。終に生涯のはかりごとゝなす」と、俳諧を一生涯の仕事と宣言し、「…つゐに無能無芸にして只此一筋に繋る。西行の和歌における、宗祇の連歌における、雪舟の絵における、利休が茶における、其貫道する物は一なり」と、各芸道の代表をあげる中で、和歌は西行を挙げ、さらに「きびすはやぶれて西行にひとしく、天龍の渡しをおもひ」と記す。それは『西行物語』で、出家した西行が天龍川の渡し場で船がいっぱいだから降りろと武士に鞭で打たれ頭から血を流すが西行は恨まず合掌して船を降り、悔し涙を流す供の僧に「…仇を以て仇を報ずれば、その恨みやまず。『忍を以て敵を報ずれば、仇すなはち滅す』といへり、…」と言い『法華経』の自分を杖で打つ人をも礼拝し続けた不軽菩薩の例を挙げて、その僧と別れる話である。宮沢賢治も尊んだ不軽菩薩。芭蕉にも西行のその心を尊ぶ心があることに注目したい。

そこには、作者の松尾芭蕉の句だけでなく、同行した弟子の河合曾良や地元の俳人等の句も載っていて、芭蕉50句に対して、曾良11句、挙白１句、低耳１句である。そして現行の中学校教科書に掲載された『おくのほそ道』「平泉」の章段は、４社中３社に原文通り芭蕉の句と曾良の句が掲載されている。

江戸時代の「俳諧」とは、おどけや滑稽の意味があり、「俳諧の連歌」の略でもある。連歌とは、「連衆」という二人以上の心通う仲間と共に和歌の短歌の上の句五七五と下の句七七を交互に連ねてゆく文芸である。「連歌」の法式・ルールが上品な大和言葉を使い細々と難しいのに対して、「俳諧の連歌」はルールは大らかで俗語や漢語等の自由な言葉が使えることで、武士や町人そして農民等に親しまれ全国に広がっていったとされる。『おくのほそ道』の旅も、全国での流行が土台となって基づいているともいえよう。初めの句を「発句」と言い、心通う友が集まった時を忘れぬために季節を表す言葉（季語）を入れるようになったとも言われ、独立性がある。それゆえ芭蕉の活躍した元禄時代には和歌の歌合せにならって、発句を合わせて判者がその優劣を定める発句合も流行している。

現在の「俳句」は、「俳諧の連歌の発句」の初めの「俳」と終わりの「句」を合わせて、明治時代に正岡子規らにより、西洋の詩との比較によって独立した世界最小の詩として認識され呼ばれ始めたとされている。それゆえ『おくのほそ道』の旅でも、各地で俳諧の連歌が行われており、芭蕉の発句が中心であるが、自身の句だけでは感動を表現しきれぬ等、場合によっては、敢えて他者の句も載せたと考えられよう。「平泉」では供の曾良の句「卯の花に兼房見ゆる白毛かな」である。

『おくのほそ道』の「平泉」とは

そもそも『おくのほそ道』は、元禄２年の旅の後、元禄７年（1694）の芭蕉の病没以前に成立し、

芭蕉の没後の元禄15年（1702）に出版された。それゆえ芭蕉にとっては、まず弟子や知人、そして当時の読者と共有する知識や伝承をふまえて作られた作品であると言えよう。

「平泉」の冒頭は「三代の栄耀一睡の中にして、大門の跡ハ一里こなたに有。秀衡が跡は田野になりて、金鶏山のみ形を残す。先高館にのぼれば、…」と、栄華を極めた奥州藤原氏と義経主従と義経の妻子が滅ぼされた跡は田畑や野原となって変わり果てて、秀衡が築いた金鶏山だけが昔の形を残しており、義経主従が立籠もり最期の戦いをしたとされる高館に芭蕉と曾良はまっ先に登る。そして高館からの眺めを述べ「扨も義臣すぐつて此城に籠り、功名一時の草村となる。国破れて山河あり、城春にして草青ミたりと、笠打敷て時のうつるまでなみだを落し侍りぬ。夏草や兵共が夢の跡（芭蕉）卯花に兼房みゆる白毛かな曾良」と、義経主従と義経妻子を奥州藤原氏の泰衡の軍勢が急襲して滅ぼし、その泰衡ら奥州藤原氏も義経の兄頼朝の軍勢に滅ぼされる。いずれも滅ぼされた夏草茂る高館の跡の草叢を見て、唐の詩人の杜甫の詩『春望』の冒頭を「国破れて山河在り、城春にして草青みたり（原詩：草木深し）」と思い浮かべ、涙を落とし、芭蕉は「夏草や兵共が夢の跡」の句を詠んだ。

（夏草が生い茂っているなあ。しかし、ここは義経や弁慶、奥州藤原氏等の兵が、夏草のように、それぞれの夢を抱き戦いそして死んでいった、確かに生きた場所、生きた跡だ）

『おくのほそ道』に描かれた戦争

芭蕉が『おくのほそ道』で武士の戦を扱う内容は、ほとんどが武士の勇ましさよりも、武力で傷つけ合い殺し合う武士とその家族の不安と悲しみ切なさ「むざん」を描いていることに注目したい。

「平泉」以外でも、福島県「飯塚の里」では、義経の犠牲となり戦死した佐藤継信・忠信兄弟の父「佐藤庄司が旧跡」を訪ね菩提寺の医王寺を訪れる。ここで、特に未亡人となった二人の妻に注目して「中でも二人の嫁がしるし、あはれなり。女なれ共かひがひしき名の代に聞こへつるもの哉と、袂をぬらしぬ。墮涙の石碑も遠きにあらず」と、兄弟の親を慰めるため二人の妻が形見の甲冑を着た伝承に涙しているようだ。近くの「甲冑堂」に江戸時代には甲冑姿の二人の妻の像とされるものがあったが、明治８年（1875）に堂が焼失し、昭和14年（1939）に小室達氏の木彫と共に再建され現在に至る。その姿は江戸時代に式楽として武士の嗜みとされ多くの人々に愛好された能「井筒」で、夫の在五中将・在原業平亡き後に形見の冠直衣を着て井戸の水鏡を見つめ「われながらなつかしや」と恋慕する姿と重なる。同じように夫の形見を着て恋慕する残された妻の、夫への一途な思いへの感動がある。ここでの「二人の嫁」への「あはれ」とは同情にとどまらず、しみじみと湧き出づる切なる感動である。

能『井筒』

蕪村筆『奥の細道図屏風』

甲冑堂の「二人の妻の像」

宮城県「塩竈明神」には、父秀衡の遺言を守り義経に加担して兄泰衡に討たれた和泉三郎（忠衡）が討たれる二年前に、扉に「文治三年和泉三郎寄進」と記して寄進した古い鉄の宝灯がある。治承寿永の源平の合戦の後、武ではなく文で国が治まる願いが「文治」には込められている。その宝灯を見て「五百年来の俤、今目の前にうかびて、そぞろに珍し。渠ハ勇義忠孝の士也。佳命今に至りて、したはずと云事なし。誠、「人能道を勤、義を守べし、名も又是にしたがふ」と云り」と、義経をかくまった父秀衡亡き後、兄弟に討たれた忠衡を讃え偲ぶ。

石川県「多田神社」には、源平の合戦の時に平家方だった斎藤別当真（実）盛の遺品の兜と錦の切れがある。実盛が戦死した後に、木曽義仲が戦勝祈願の書状と一緒にこの神社に奉納したもので、『平家物語』諸本や能「実盛」で描かれたように、実盛は白髪を染めて戦い、討ち取られた後の首実検で首を洗い白髪とわかり、義仲が幼い頃源氏同士の戦いで父が討たれた時、義仲を助けて木曽に送った命の恩人だとわかる。その時、元は実盛の同僚であり義仲の四天王で乳母子でもある樋口次郎が「あなむざんやな」と泣いたことをふまえ「むざんやな甲の下のきりぎりす」と詠む。

それらは今現在もウクライナやガザ等で続く世界の戦争とも重なる普遍的なテーマでもある。

芭蕉の俳号が、中国の故事でも知られ、弟子が庵に植えた植物の芭蕉に由来するように、芭蕉等蕉風の俳人は中国の漢詩等も良く学び味わい作品の大切なところで引用して、日本だけでない世界中で共通する普遍性を句や俳文に結晶化する。それは後に弟子らにまとめられる新しい感動である普遍性と独自性ある不易流行でもあるだろう。

そして今、世界遺産とされた平泉。ここは奥州藤原氏が、親族兄弟までもが殺し合う骨肉相食む戦乱を経て、二度と戦争のない仏教の慈悲の教えを守る理想の仏教都市を目指し、中国の陶磁器等も出土する金や馬等の豊かな産物や財力で栄えた国際都市でもあった。しかし義経一行をかくまい共に滅ぼされ荒廃の後、江戸時代に伊達氏や土地に生きる人々によって漸く再建、保存される。その遺跡を元禄２年芭蕉と曾良は訪れ『おくのほそ道』に結晶化したのである。

『義経記』と卯の花

六月、岩手県の平泉に咲く真っ白な卯の花を見るとき、室町時代に成立し芭蕉の活躍した江戸時代の元禄期にも読まれて、多くの人々に感動を与えた『義経記』を思い浮かべる人々もいただろう。特に源義経とその臣下や妻子の物語の中の、義経が京都から平泉まで同行した妻・北の方の育ての親で、63歳の「白髪頭」の兼房という登場人物を思い浮かべた人も多くいたのではないか。京都で久我大臣から姫君を乳人として託され、大切に育てて京都での幸せを望んだが、姫君が愛され愛した人が武将の義経であったゆえに、平泉へ都落ちするときに姫君を守るため義経の臣下となった兼房。現代の我々は『義経記』を読む機会はほとんどなく兼房のことも知らない人が多いが、芭蕉や当時の人々は『義経記』の内容や兼房の存在を信じていたようだ。

高館に咲く卯の花

『義経記』に描かれた兼房像を読む

まず『義経記』の中の兼房の姿を小学館、新編日本古典文学全集で見てみよう。

巻第七には、京都から奥州平泉に、義経一行が山伏姿で都落ちする準備をする中で、義経は都の寵

愛する人を連れて行きたいという。北の御方、久我の姫君であった。さらに弁慶が言う、

「つくづく思へば、いとほしやこの人は、久我大将殿の姫君、九つにて父大将殿に後れさせ給ひぬ。十三にて母御前に後れ給ひて後、御乳人十郎権頭（兼房）より外に頼む方なし」

と、久我殿夫妻に早く先立たれた姫君（後に義経の子を平泉に下る途中で出産する北の方）を託された乳人である十郎権頭兼房の紹介がある。

明日陸奥に下る時、『源氏物語』の光源氏が荒れ果てた邸宅に待ち続けて住む末摘花を訪ねたように、身を変えた義経と弁慶がひそかに北の方を訪ね、弁慶が言伝として「義経が先に下り、生き延びたら必ず迎えに来るからそれまで待ってください」と伝える。すると北の方は、どうしてお迎えなどくださるでしょう、「老少不定の習ひ」いつ死ぬかわからぬ身、いずれ死からは逃れられぬ身だから、どうして連れて行ってくださらないのかと訴える。さらに、

「…申すに付けて、いかにと覚ゆれども、我いかにもなりなば、後の世までも罪深き事と聞く程に申すなり。過ぎぬる夏の頃より心乱れて苦しかりしを、ただならず（妊娠）と人の申すを、月日に添へて身も苦しくなりまされば、その隠れあるまじ。六波羅へも聞こえなば、兵衛佐（頼朝）は情けなき人と聞けば、捕りも下されんずらん。北白川の静は謡を謡ひ、舞を舞へば、一度の咎も逃れしが、我はなどそれには似るべからず。只今憂き名を流さん事こそ悲しけれ。…」

と、義経の子を身籠っていることを打ち明け、「白拍子静御前は歌舞に優れているゆえに一度は咎めを逃れたが、私にはできない」と、白拍子の達人で歌舞の才ある静御前と比べて泣き嘆く姿を見た弁慶は、義経に北の方の義経への変わらぬ心を伝える。

それを聴いた義経は、「…「御心短き御恨みかな。義経も御迎ひに参りて候」とて、ふと入り給ひければ、夢の心地して、問ふにつらさの涙堰き敢へず。…」と、「迎えに参りましたよ」と北の方の前に現れ、北の方は「夢の心地」となる。義経ら「兵」共と共に、稚児の姿に身を変えて平泉に下った北の方の、もう一つの「夢」がここに描かれている。

そして、「清水を流したるごとくの御髪、丈に余りたるも、御腰の程より、情けなくふつと切り、裾をば細くなして、高く結い上げ、薄化粧眉細く作り」と、平泉に同行するために、清水を流したような長い髪をばっさり切り稚児姿となった久我の姫君・北の方が紹介された後、兼房が登場する。

「さる程に二月二日の暁今出川を出で給ふところに、西の妻戸に人音しける。いかなる者ならんと御覧ずれば、十郎権頭兼房、いかがしてか聞き奉りけん、参りて御前に畏まりて、「こはいかなる御事ぞや。参りて見奉らずは、かくとも仰せ候はん。御下りあるべく候か。是非に御供申し候はん」とて、出でたちければ、北の御方、「さても妻子をば誰に預け置きて参るべきぞ」と仰せられければ、「相伝の御主を妻子に思ひ替え候ふべきか」とて、着たる白き直垂を、俄かに浄衣のごとく拵へて、白髪混じりの髻を解き乱して、これも兜巾をぞ着たりける。今年六十三にぞなりにける。…」

と、旧暦二月二日のまだ暗い夜明け近く、京都の今出川を出立しようとする義経一行のもとに、どのようにして伝え聞いたのか、北の方の乳人、育ての親である十郎権頭兼房が畏まって「ぜひお供致します」と言う。北の方は「それでも、妻子は誰に預けて行くつもりか」と問うと、「代々お仕えしたご主人を、妻子に思い替えることができましょうか」と言って、今まで着ていた白い直垂を急に山伏の浄衣のように整えて、白髪混じりの束ねた髻を解いてばらばらにして、他の家臣と同じように山伏の兜巾をかぶっており、今年で63歳であった、とある。曾良の句の「兼房見ゆる白毛」である。

つまり兼房は義経の家臣である前に、義経の北の方の乳人であり、育ての親としてまず北の方を守るために義経一行に平泉まで同行したのである。しかも、兼房の実の妻子は、京都に置かれたままの

旅立ちであった。

兼房は育ての親として、北の方・久我の姫君の身の上を思いやり涙を流して言う。

「君は清和天皇の御末、北の御方は久我殿の姫君にておはしますぞかし。ただ仮初の花紅葉の御遊び、御物詣にも、御輿車などにこそ召されしに、今ははるばるの東路を御徒歩にて歩ませ給ふべき御事こそ悲しけれ（義経様は清和天皇の子孫であり、北の方は久我殿の姫君であって、京都では貴族として花や紅葉を愛でたり寺社に詣でたりするときも輿車などに乗っておられたが、今は遥か遠い東国へ徒歩で歩いて行かねばならぬことが実に悲しい）」と兼房は嘆く。

実際京都を離れる時、北の方は義経と手に手を取り合い、よちよち歩きをして進まないので、弁慶は片岡に相談し、我々は先に行って秀衡に御所を造らせて待っておりますと言えば、義経様もどんなに北の方が名残惜しくても「…兼房疾く疾く御供申して帰れ（兼房すぐすぐ北の方のお供をして帰れ）」とおっしゃって、北の方も「一時も離れ奉らじ（少しの間も離れません）」と言って足も速くなられるだろうと言い、義経もこれを聴き北の方を置き去りにして進むと、「今より後は『道悲し』とも言ふまじ。誰にも劣るまじ。足痛くとも悲しむまじ。誰に預け置きて何となれとて捨て給ふぞや（今からは『道がつらい』とも言いません。誰にも遅れません。足が痛くても悲しみません。誰かに預けて何とでもなれとお見捨てなさるのですか）」と声を張り上げたので、弁慶は引き返しお連れする。それをきっかけとして、その後北の方はだんだんたくましくなり、越前（福井県）平泉寺の管弦での危機や、亀割山での俄かの御産等の試練を乗り越え、ついに平泉にたどり着く。その間ずっと北の方を支え続けたのが兼房であった。しかし間もなく奥州藤原氏三代目当主の秀衡が亡くなり、頼朝の圧力に屈した四代目泰衡の軍勢に義経一行は襲撃され最期を迎える。

北の方が、自分が義経と一緒の死を望むのをためらう兼房に向かって「恥を見せんとする心憂さよ（私に恥をかかせるのか）」と責めると、兼房は思いを込めて語りだす。

「これぱかりは不覚なるこそ理にて候へ。君の生まれさせ給ひて、三日にならせ給ひし時、兼房を召して、『この君をば善くも悪しくも兼房が計らひたるべし。汝に取らする』と仰せ蒙りしかば、やがて御産所へ参り候ひて、夜はめうふくの胸を御座と定め、昼は兼房が膝の上を御座とし参らせて、出仕の隙だにおぼつかなく、片時見参らせぬ時は、千代を過ぐる心地しておふしたて参らせ候ひて、成人させ候ひてよりは女御后にも立て参らせ候はばやと思ひ参らせ候ひしに、（久我）大臣殿、北の御方打ち続き御かくれ候ひしかば、思ふに甲斐なき嘆きして、神や仏に祈るは空しくて、今か様に見なし奉らんとは更に思はざりしものを」とて、鎧の袖を顔に当てて声を立ててぞ悶えける（ためらうのが当然です、あなた様がお生まれになって三日目にお父様がこの兼房を呼んで『この姫君をよくするのも悪くするのも兼房お前の育て方次第だ。お前にたくすぞ』とお預けになられたので、早速お産所へ行き、夜は（妻の）めうふくの胸を、昼はわたくし兼房の膝を座り場所とされ、公務の間も心配で、少し見かけぬだけで千年過ぎた気がするほど大切に育てて、成人してからは天皇の妻にでもなってほしいと思っていたが、（久我の）大臣と奥様が相次いで亡くなり、どうにもならない悲しみで、神や仏に祈る甲斐もなく、今このようになろうとは思ってもみなかったのですが」と兼房は逃れようのない悲しみで大声をあげて泣いてもだえた）」とあり、ついに北の方とその御子を手にかけ、義経の自死を看取り、長崎兄弟を倒し、館に火を放って最後に憤死する。その時読者は、武力の手柄を立てる「夢」だけでなく、娘をそして妻子や両親、家族の幸せを切に願う一人一人の「兵」の、もう一つの大切な「夢」にも思いを馳せたのではないだろうか。

杜甫の『春望』と兼房

芭蕉と曾良は、義経の屋敷跡と言われ今は草叢の高館跡に登った時、中国唐の詩人杜甫の『春望』を思い浮かべる。今までは冒頭の２句が「国破れて」と引用されているので、そこを受けた形で、芭蕉の句「夏草や兵共が夢の跡」が詠まれたと解釈されてきた。

しかし更に「卯の花に兼房見ゆる白毛かな」の曾良の句を芭蕉が続けて載せることで省略された『春望』の後半に続く「家書万金に抵る　白頭掻けば更に短く」が立ち上がり、戦乱の中で家族の安否を知らせる手紙がかけがえなく妻子を思いつつ守り切れず白髪頭を掻きむしる杜甫と、戦場で娘を思いつつ守り切れずに白髪頭を振り乱して戦い憤死する兼房が、戦争で愛する家族を守り切れず白髪を振り乱す悲しみの姿で重なる。

芭蕉の活動した元禄期に読まれた杜甫の律詩の注釈書『杜律集解』の一本を読む

寛永20年（1643年）に最初に翻刻された明の邵溥による杜甫の律詩の注釈書で、元禄期にも多くの人々に読まれ、芭蕉も共有したとされる『杜律集解』を読んでみよう。

京都の山村傳右衛門が萬治３年（1660年）に出版した『杜律集解　七五言鈔』を京都大学蔵書本で見ると、『春望』の冒頭第一、二句は、「國破山河在　城春草木深」

賦ナリ此ノ詩ハ全篇天下ノ大乱ニテ國モ破家モ亡タル事ヲ傷テ云フソ…（中略）…
只山ト河ハカリ昔ニ不変シテアルソ又城中ニハ人民ノ居スル所ナリ然ルニ今此兵火ニ城中人家モ皆焼亡テアレドモ春ハ昔ニカワラズ今年モ又来テアルホトニ草木ハ春風ニホコリテ深ク繁テアルソトナリ〇…（以下略）

とあり、まず『春望』は『詩経』の表現方法の分類の六義の一つであり、事実や風景、心に感じたことなどをありのままの述べた「賦」であるいう。そして、この詩全体の主題は、「長く続く大きな武力闘争、戦争によって国家も破壊され家も家族も焼き滅ぼされた深い悲しみを表現している」という。さらに、「自然の山と河は変わらずあるが、（都である）城壁で囲まれた（長安の）街の中は人民の住む場所であるが、今この戦争による火災によって、家も人も焼き亡ぼされているけれども、季節の春は昔と変わらず今年も又めぐり来て、草木は春風が吹いて更に深く繁っているよ」とある。続く第三、四句、「感時花濺涙　恨別鳥驚心」

此聯古来ヨリ妙句ト云ソカヤウニ天下ノ乱レタル時ヲ感シテハ華ヲ見ルニモ面白キ事ハ無テ只涙ヲ濺ハカリソ此兵乱ニ付テハ各父ハ子ニ離レ妻ハ夫ニ別レ或ハ兄弟姉妹モタカヒニ方方へ離散スル其離別ヲ恨テハ鳥声ノマコトニタヘナルヲ聞テモ却テ己カ肝ニ銘シテ心カ驚動スルソトナリ〇…（以下略）

と、美しい花を見ても素晴らしい鳥の声を聴いても、この戦争による父と子や、妻と夫との別れ、兄弟姉妹の別れ等、愛する家族との別れを心の底から悲しむ者にとって、かえって心を怯えさせ動揺させるだけだと詠む。第五、六句は、「烽火連三月　家書抵萬金」

三月ハ季春ヲ指シテ云ソ今海内兵乱ノ最中ナレハ季春三月ノ時ニ當テ何ノ處ニモ烽火カ不断挙ルソサヤウノ乱中ニハ行路カ不自由ナルホトニ故郷ノ家書（家族からの手紙）モ彼方此方へノ往来カ無ソサルホトニ故郷ノ音書（手紙）ヲ得ル事モ万金ノ得カタキカ如ト云心ソ〇…（以下略）

と、今春三月、国中に戦争を知らせる烽火が絶え間なく挙がる戦乱の中では通行もできず、故郷の家族の手紙さえあちこちやり取りできなくなった。それで故郷の家族の手紙を手にすることも、大金である万金を手にすることができないのと同じなのだという。

そして最後の第七、八句の尾聯では、「白頭掻更短　渾欲不勝簪」

如此天下乱テ一族各分散シテ音書（手紙）ヲタニ自由ニ得ル事カ無レハ愁嘆餘リ有テ腸モ断ントスルホトニイトヽ短キ白頭カ今更別シテ短クナリテスヘテ簪ニモカヽラヌソト云心ナリ〇…（以下略）

と、戦乱のために、家族が分散し離れ離れとなって、（安否を知らせる）家族の手紙さえも自由に得ることができなくなったので「愁嘆余りありて腸も断たんとする」と、愛する家族に逢えぬゆえに、嘆き悲しむあまり腸がちぎれるほど悲しいので、ただでさえ短くなった白髪頭が（戦争のために家族に会えず何もできずにただ心配する悲しみで）今さらに不安と悲しみで抜け落ちて（役人としての冠を止める）簪にもかからないほどだという、家族を思う心を表現しているという。「断腸」とは「子猿を船旅の人に奪われた母猿が悲しみ、岸を百余里追いかけて船に飛び移ったがそのまま息絶えて、母猿は心配と悲しみのため腸がずたずたに断ち切れていた」という宋代の逸話集『世説新語』にある故事で、子をおもう親の切実な気持ちを表していることが参考となる。

つまり『おくのほそ道』の書かれた江戸時代の元禄期に作者の芭蕉、ひいては仲間や連衆、弟子、そして読者にとって、杜甫の五言律詩『春望』がどのように読まれていたかは、当時共有されていたと思われる『杜律集解』が、どのように解釈し説明していたかが参考となる。

まず律詩の首聯、頷聯、頸聯、尾聯の八句の初めの首聯の１，２句「國破…」「城春…」の、

「…此ノ詩ハ全篇天下ノ大乱ニテ國モ破家モ亡タル事ヲ傷ミテ云ソ…」

次に頷聯の３，４句「感時…」「恨別…」の、

「…此兵乱ニ付テハ各父ハ子ニ離レ妻ハ夫ニ別レ或ハ兄弟姉妹モタカヒニ方方へ離散スル其離別ヲ恨テハ…」

更に頸聯の４，５句「烽火…」「家書…」の、

「…サヤウノ乱中ニハ行路カ不自由ナルホトニ故郷ノ家書（家族からの手紙）モ彼方此方へノ往来カ無ソサルホトニ故郷ノ音書（手紙）ヲ得ル事モ万金ノ得カタキカ如ト云ソ…」

そして尾聯の６，７句「白頭…」「渾欲…」の、

「…如此天下乱テ一族各分散シテ音書（手紙）ヲタニ自由ニ得ル事カ無レハ愁嘆餘リ有テ腸モ断ントスルホトニ…」

という、以上八句をまとめると、「戦争によって愛する家族と離れ離れとなり、手紙さえも自由に得られず、かけがえのない家族を守れぬ自身の無力さによる不安と絶望と悲しみで、白髪頭を掻きむしる、夫であり父である杜甫の、家族に恋慕する姿と心」として解釈されていると捉え、読者も共有していたと考えたい。その心が、曾良の句「卯の花に兼房見ゆる白毛かな」と重なるのである

おわりに

平泉に着き、芭蕉と曾良は真っ先に高館に登って眺め、思い浮かべた詩として描かれる杜甫の詩『春望』。その詩の全体の内容である「白髪の杜甫」の「戦争で妻子と別れ守り切れぬ父の悲しみ」と、芭蕉の詠んだ「夏草や」の句の後で、曾良の詠んだ「卯の花に」の句の義経の北の方の乳人・育ての親であり京都から平泉まで同行した「白髪の兼房」の「戦争で家族を守り切れなかった父の悲しみ」が重なることを読み解いてきた。曾良の句の『義経記』に登場する「兼房」の願いを思う時、芭蕉の句の「兵共が夢」にも芭蕉が目指した力を捨てて出家した西行に通じる非戦の願いがうかがえる。その普遍的な戦争による悲しみへの鎮魂と非戦の願いを、「今」も人々が祈り続ける姿として、芭蕉は「五月雨の降り残してや光堂」と詠んだ。そして、今も続くウクライナやガザ等と重なる戦争の悲しみを見つめて、非戦を願い誓う心の灯をともし続けることを、最後の「光堂」で結晶化してい

ると読みたい。

【参考文献】

角川源義　『語り物文芸の発生』　東京堂出版　1972年
吉川幸次郎　『杜甫詩注』　筑摩書房　1980年
黒川洋一　『杜甫の研究』　創文社　1977年
山本唯一　『芭蕉の詩想』　和泉書院　1986年
廣田二郎　『芭蕉と古典』　明治書院　1987年
塚越義幸　「芭蕉と『杜律集解』」　國學院女子短期大学紀要８巻　1990年
廣田二郎　『芭蕉と杜甫』　有精堂　1990年
尾形　仂　『おくのほそ道評釈』　角川書店　2001年
堀切　実　『『おくのほそ道』解釈辞典―諸説一覧』　東京堂出版　2003年
藪本勝治　『義経記　権威と逸脱の力学』　和泉書院　2015年
有本雄美　『もう一人の芭蕉』　平凡社　2023年

開催報告

令和５年度「第４回平泉学研究会」実施報告

１　日　　時　　令和６年２月３日（土）13：30～17：10
２　場　　所　　奥州市水沢グランドホテル　平安
３　主　　催　　岩手県、岩手県教育委員会、岩手大学、岩手大学平泉文化研究センター
４　実施方法　　対面を基本とし、会場をハブとしたZOOMによる意見交換を併用。
５　発 表 者

【共同研究に関する報告】

研究報告①　『平泉の彼岸と此岸の造形に係る比較研究』
奈良大学教授（国立文化財機構東京文化財研究所名誉研究員）　岡田　健

研究報告②　『出土文字資料の集成的研究』
国立歴史民俗博物館 研究部教授　三上喜孝

研究報告③　『柳之御所遺跡の考古学的研究』
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課　櫻井友梓
（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター　西澤正晴

研究報告④　『東・北アジアにおける政治拠点と平泉の比較研究』
岩手大学平泉文化研究センター　客員教授　佐藤嘉広

研究報告⑤　『日本の学校教育における世界遺産の教材化についての研究』
岩手大学教育学部 教授　土屋直人
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課　長谷川伸大
岩手大学平泉文化研究センター　客員准教授　田中成行

６　参加者数　　40名

令和５年度「第４回平泉学フォーラム」実施報告

１　日　　時　　令和６年２月４日（日）10：00～15：30
２　場　　所　　奥州市水沢グランドホテル　モーガンホール
３　主　　催　　岩手県、岩手県教育委員会、岩手大学、岩手大学平泉文化研究センター
　　世界遺産平泉保存活用推進実行委員会
４　共　　催　　一関市教育委員会、奥州市教育委員会、平泉町教育委員会
５　発 表 者
　【基調講演】　『北・東アジアからみた平泉』
　　妹尾達彦 氏（中央大学名誉教授）
　【共同研究に関する報告】
　　研究報告①　『柳之御所遺跡の考古学的研究』
　　岩手県教育委員会（(公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター）
　　研究報告②　『平泉の彼岸と此岸の造形に係る比較研究』
　　奈良大学教授（国立文化財機構東京文化財研究所名誉研究員）　岡田　健
　　研究報告③　『出土文字資料の集成的研究』
　　国立歴史民俗博物館　研究部教授　三上喜孝
　　研究報告④　『東・北アジアにおける政治拠点と平泉の比較研究』
　　岩手大学平泉文化研究センター　客員教授　佐藤嘉広
　　研究報告⑤　『日本の学校教育における世界遺産の教材化についての研究』
　　岩手大学教育学部　教授　土屋直人
　　岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課　長谷川伸大
　【調査成果の報告】
　　調査報告①　「骨寺村荘園遺跡の調査」　一関市教育委員会　菅原孝明
　　調査報告②　「長者ケ原廃寺跡の調査」　奥州市教育委員会　中島康佑
　　調査報告③　「白鳥舘遺跡の調査」　　奥州市教育委員会　及川真紀
　　調査報告④　「観自在王院跡の調査」　※紙面報告
６　参加者数　　200名

平泉文化研究年報　第24号

令和６年３月26日

発　行　岩手大学平泉文化研究センター
　　岩手県

印　刷　河北印刷株式会社

No. 24 **March 2024**

HIRAIZUMI BUNKA KENKYU NENPO

Annual Report of the Hiraizumi Studies

Contents

Research Themes

Archaeological study of the Yanaginogosho Iseki
; Interim Report on the study of the remains of the moat outer area of the Yanaginogosho Iseki (1)
NISHIZAWA Masaharu・SAKURAI Tomoharu・TAKAHASHI Yu・HASEGAWA Nobuhiro

Comparative Study of Political Bases and Hiraizumi in East and North Asia
; Report of Hiraizumi as medieval regional political base
SATO Yoshihiro

; Repor of " The Oshu Fujiwara clan's concept of "base development" and its impact"
SAKURAI Tomoharu・TAKAHASHI Yu

Research onTeaching Materials for World Heritage Sites in School Education
; Efforts to create digital teaching materials
HASEGAWA Nobuhiro・TSUCHIYA Naoto

; Reading the chapter of "Hiraizumi" in "Okunohosomichi" from the perspective of its univerasalvalue as a world heritage
TANAKA Nariyuki

Contents of the event

Report of the 4rd meeting for Hiraizumi Studies
Report of the 4rd Forum for Hiraizumi Studies

Iwate University Center for Hiraizumi Studies
3-18-34 Ueda, Morioka City, Iwate Prefecture 020-8550, Japan

Iwate Prefectural Government and Iwate Prefecture Board of Education
10-1 Uchimaru, Morioka City, Iwate Prefecture 020-8570, Japan